

# 塩野義製薬株式会社

証券コード:4507

第161回

## 定時株主総会 招集ご通知

●日 時

2026年6月24日(水曜日)  
午前10時(受付開始/午前9時)

●場 所

コングレスクエア グラングリーン大阪 グランホール  
大阪市北区大深町5番54号 グラングリーン大阪 南館4階

●決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を  
除く)7名選任の件



SHIONOGI

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。SHIONOGIは、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい“薬（ヘルスケアソリューション）”を提供する」ことを基本方針（SHIONOGI Group Heritage）として掲げています。この基本方針のもと、2030年に成し遂げたいVision「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」の実現に向け、様々な取り組みを進めています。

2025年度は、当社の大きな収益基盤であるHIV事業の着実な成長を見通すことができたことから、事業の拡大とグローバル化を目的に大規模な事業投資を複数実施しました。これらの一連の事業投資は、いずれも今後のSHIONOGIの飛躍的な成長に寄与するものと確信していますが、その価値を最大化するためには、獲得した事業基盤をしっかりと整えることが重要となります。この考えのもと、2026年度は事業基盤を定着させることに注力する1年と位置づけ、その着実な成果をもって新たな中期経営計画を2027年4月以降に発表させていただくことを予定しています。

近年、先進国を中心とした薬価引き下げに関する議論や地政学リスクの高まりなど、医薬品産業を取り巻く外部環境の不確実性は一層増えています。こうした環境下においてもSHIONOGIは、人々の健康を守るために必要な最もよい薬を「創り、造り、売る（提供する）」ことを通じて、真に社会に貢献する企業であり続けることを目指し、様々な取り組みを進めてまいります。株主の皆さまには、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

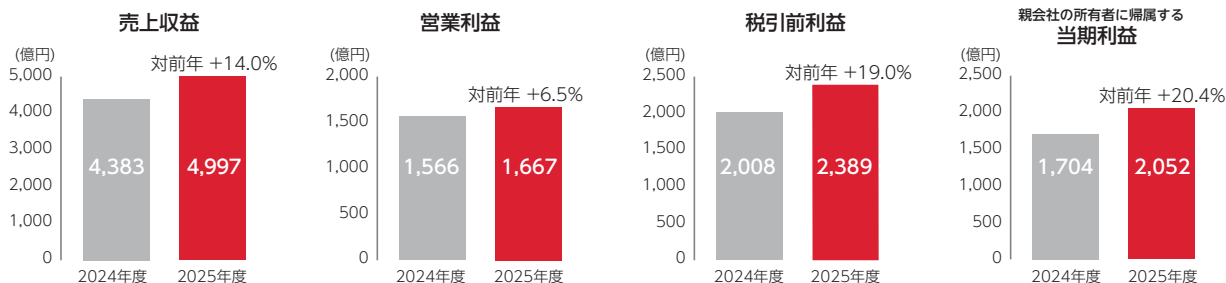
代表取締役会長兼社長 CEO **手代木 功**



## 決算ハイライト

### 売上収益およびすべての利益項目で過去最高業績を更新

- ◆ 売上収益：4,997億円（対前年 +14.0%）
- ◆ 営業利益：1,667億円（対前年 +6.5%）
- ◆ 税引前利益：2,389億円（対前年 +19.0%）
- ◆ 当期利益：2,052億円（対前年 +20.4%）



# グループ経営理念

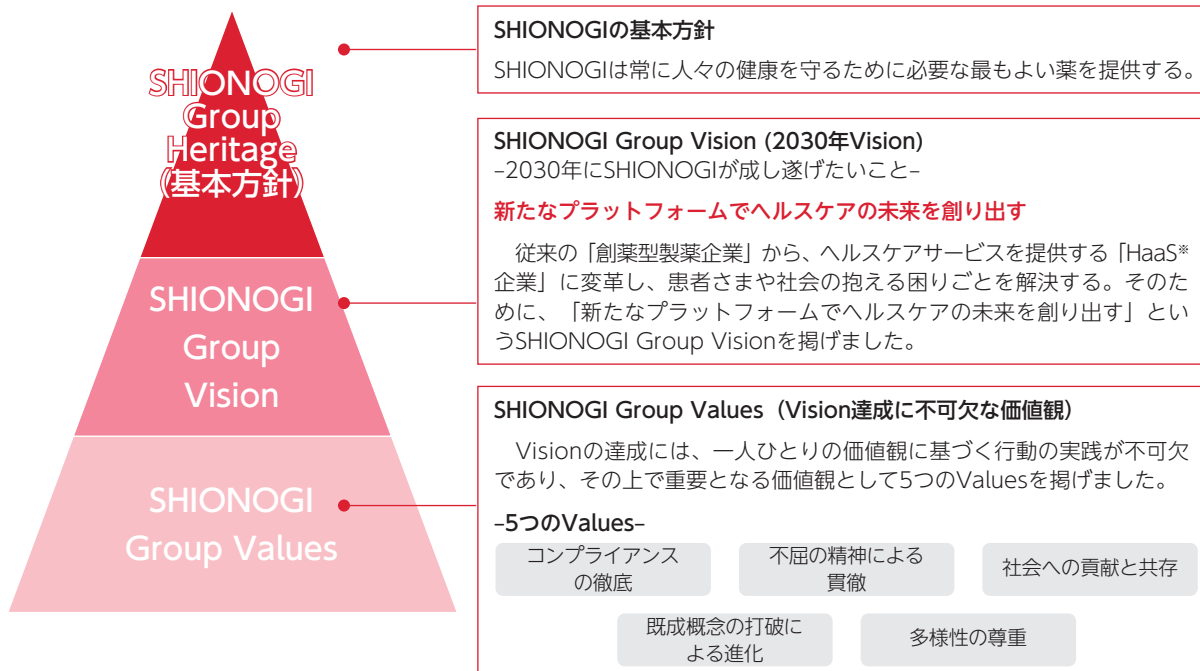
SHIONOGIグループ経営理念はこちらからもご確認いただけます。

<https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business.html>



SHIONOGI Group Heritageの冒頭に記されている「SHIONOGIは常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬（ヘルスケアソリューション）を提供する。」は、SHIONOGIの存在意義を示す、揺るぎないPurposeです。

高度化・多様化するヘルスケアニーズを的確につかみ、製薬企業の枠を超えた”最もよいヘルスケアソリューション”で応えてまいります。



※ Healthcare as a Service : 医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること

SHIONOGIは、この経営理念（Heritage/Vision/Values）に基づいた活動を通じてSHIONOGIらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けてまいります。

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

SHIONOGIグループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供することで世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、中長期的な全社戦略の議論を含む経営判断と業務執行の監督を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、取締役の職務の執行状況および執行役員を中心とした業務執行を監査する監査等委員会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

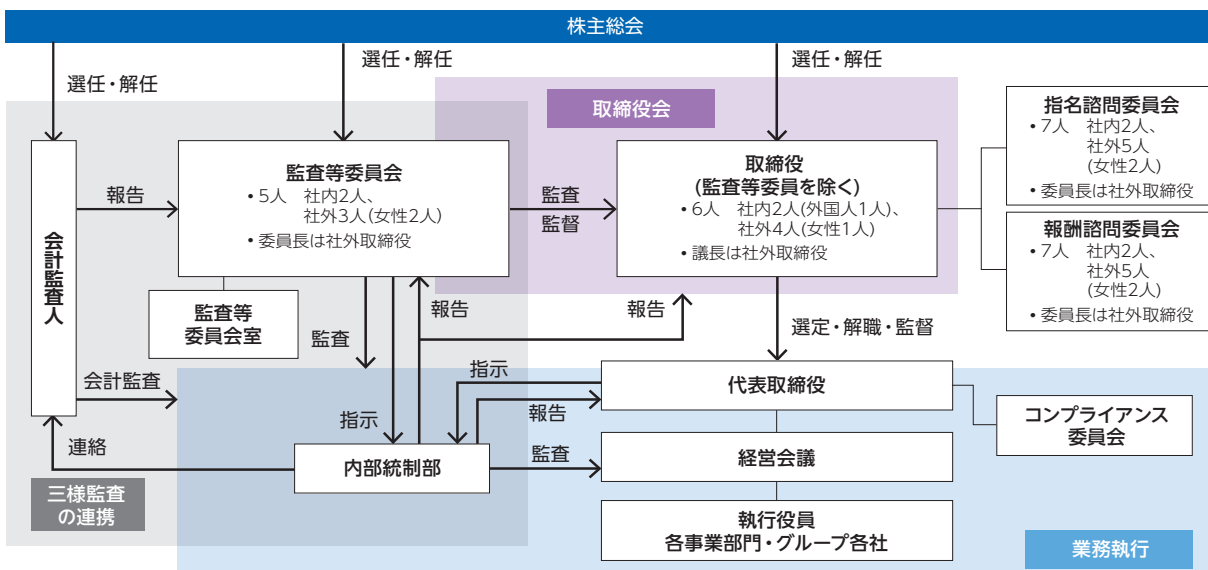
取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、監査等委員である取締役を含め、社外取締役7名を含む11名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査等委員会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外取締役を委員長とし、社外取締役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、社内取締役および業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2026年3月31日現在)

## コーポレート・ガバナンス体制



## 取締役会全体の実効性の分析・評価

2025年度の取締役会全体の実効性につきまして、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役に対してアンケートおよびヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素および多様性の観点から、外国人や女性の取締役が就任するなど、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、2025年度に実施した積極的な事業投資による当社ビジネスの拡大・変化を踏まえ、本格化するグローバル化への対応、専門性を含む多様性の観点から必要なスキルを持つ人材の登用、また、サクセッションの観点から、次世代経営人材候補者の具体的な育成プランの検討の必要性などが挙げられました。

今後の事業展開の状況、方向性を踏まえながら、引き続き、更なる体制の強化に向けて検討してまいります。

### 2. 役割・責務について

2025年度において監査等委員会設置会社に移行し、業務執行に対する監督機能が一層強化されたものと考えております。取締役会において監査等委員会での審議内容や提言、報告事項を開催の都度共有することで、業務執行状況に対する取締役間での情報格差の縮小に努めると同時に、取締役会としてより注視すべき事項が明確になるなど、取締役会全体の議論の活性化に繋がっております。また、取締役会および関連する会合において、個別の重要案件や次期中期経営計画、経営幹部の育成状況などの審議や意見交換がなされるとともに、コンプライアンス、リスクマネジメントに係る報告を定期的に受けることで、取締役会として適正な監督機能、助言機能が発揮できているものと評価しております。

今後の課題として、社内外の事業環境変化を踏まえ、ビジネスリスクやマテリアリティの再検討、グループ体制の変化に伴う人的資本戦略の再構築などの審議に注力していくことなどが挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務をより一層果たしていくべく、監査等委員会との役割分担を最適化したうえで、当社の中長期的な企業価値向上に繋がる機能の強化について検討してまいります。

### 3. 運営について

取締役会での審議の更なる活性化・効率化において、引き続き取締役会の議題における事前説明が定例で開催されるとともに、取締役会にて決議された事項の進捗について適宜報告を受けました。また、取締役会以外のオフサイトが拡充され、更なる議論の深化、情報共有の充実が図られるとともに、臨時取締役会を適宜開催するなど機動的な運営がなされ、中長期的な経営戦略に大きな影響を及ぼす重要案件の審議が迅速に行われた点を評価しております。

今後の課題として、2025年度に決議された重要案件の進捗管理の他、中長期的な経営戦略に係る議論充実のためのアジェンダ整理と審議事項に対する事前共有方法の見直し、審議時間の確保などが挙げられました。また、更なる議論の充実に向けて、当社グループのビジネスの方向性に即した情報提供機会や事業所見学の実施などの意見・要望が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

## 監査等委員会の実効性の分析・評価

監査等委員会設置会社へ移行した初年度にあたる2025年度において、監査等委員会の実効性を評価するため、全監査等委員に対してアンケートによる自己評価とヒアリングを実施しました。アンケートおよびヒアリングの結果は監査等委員会にて討議し、評価結果や課題は取締役会に報告・提言のうえ、次年度の監査計画や運営改善に反映しております。今後も評価結果や認識された課題を踏まえ、取締役会の運営改善ならびに監査等委員会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

### 【評価結果】

社外取締役が委員長を務める体制のもと、組織的な運営体制が確立され、取締役会への報告・提言を通じた監督機能が適切に機能していることを確認しました。監査等委員会は実効性が確保されていると評価しております。

### 【認識された課題と次年度の取組】

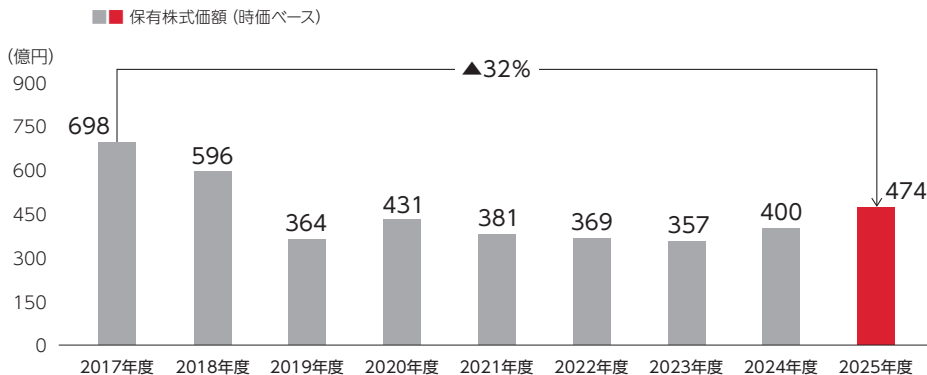
当社の事業拡大に対応した監査体制の確保が課題として認識されました。2026年度は、内部監査部門との連携を強化し、事業環境の変化に応じた監査活動を推進してまいります。

## 政策保有株式

政策保有株式については、資本コストとの関係性を踏まえ、SHIONOGIグループの中長期的な企業価値の向上および事業の持続的な成長に資するかどうかの観点から、個別にその意義を検証したうえで保有しております。また、株価水準や市場環境等の外部要因も考慮しながら、保有の妥当性について継続的な見直しを行っております。

こうした方針のもと政策保有株式の見直しを進めており、保有株式数の削減に加え、株価上昇局面においても、2017年度末と比較して保有株式の価額は減少しております。引き続き、毎年取締役会において、個別の政策保有株式ごとに、保有継続の合理性や資本効率の観点を含めた検証を行ってまいります。

政策保有株式の推移（上場株式、時価ベース）



株 主 各 位

証券コード 4507  
2026年6月2日  
(電子提供措置の開始日2026年5月26日)  
大阪市中央区道修町3丁目1番8号  
**塩野義製薬株式会社**  
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功

## 第161回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第161回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors/shareholder-information/general-meeting-of-shareholders.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### 【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コード（4507）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の「議決権行使書」により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご確認のうえ、「議決権行使方法についてのご案内」に従い、2026年6月23日(火曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう株主総会ライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用される場合は、ライブ配信のウェブサイトにて議決権を行使することはできませんので、予めインターネットまたは書面により議決権を行使ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日)午前10時 (受付開始/午前9時)
2. 場 所 大阪市北区大深町5番54号 グラングリーン大阪 南館4階  
コングレスクエア グラングリーン大阪 グランホール  
(会場が前回と異なっております。ご注意をお願い申し上げます。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第161期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
  2. 会計監査人および監査等委員会の第161期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

以上

- 
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎ 株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

【事業報告】 1. SHIONOGIグループの現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果、(5) 財務戦略と株主還元方針、(6) 2025年度の株主還元、(7) 対処すべき課題、(8) 財産および損益の状況の推移、(9) 企業集団の主要な事業セグメント、(10) 企業集団の主要な事業所、(11) 企業集団の従業員の状況、(12) 主要な借入先の状況、2. 会社の株式に関する事項、3. 会社の新株予約権等に関する事項、4. 会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項、5. 会計監査人の状況、6. 会社の体制および方針、7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【連結計算書類】 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表

【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告書】 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書

従いまして、監査等委員会が監査した事業報告、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、株主さまへご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載されている上記各事項となります。

## 議決権行使方法についてのご案内

下記3つの方法がございます。

### インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（次頁）にて議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2026年  
6月23日(火曜日)  
午後5時入力完了分まで

### 議決権行使書用紙を郵送



同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2026年  
6月23日(火曜日)  
午後5時到着分まで

### 株主総会へ会場出席



同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2026年  
6月24日(水曜日)  
午前10時

スマートフォンからの議決権行使の方法は、次頁をご参照ください。

### 議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（議決権行使書）とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

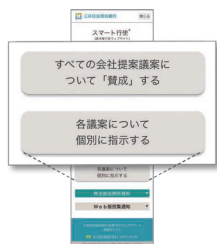
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

**注意**

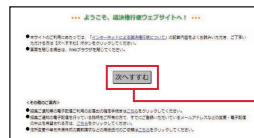
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

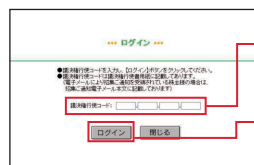


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

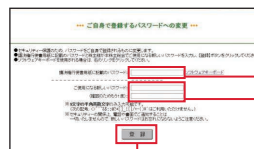
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

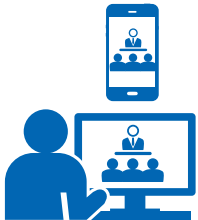
機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

# インターネットによるライブ配信および事前ご質問受付のご案内

ライブ配信のウェブサイトで議決権を行使することはできませんので、本招集ご通知の「議決権行使方法についてのご案内」「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、お早めに行役をお願いいたします。


### インターネットによるライブ配信



**視聴時間**

2026年  
6月24日(水曜日)  
午前10時から  
株主総会終了時刻まで  
(午前9時半に配信開始)


### 事前ご質問受付



**質問受付期間**

2026年  
6月3日(水曜日)  
午前9時から  
6月18日(木曜日)  
正午まで

## ライブ配信のご視聴および事前質問方法

- 株主さま専用ウェブサイトへアクセスしてください。株主さま専用ウェブサイト <https://4507.ksoukai.jp> 
- 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」をIDに、「株主さま郵便番号」をパスワードにご入力ください。
 

塩野義製薬株式会社 株主総会へようこそ

ログインのうえ、株主総会サイトへお入りください

ID (株主番号)

パスワード

ログイン

本ページは株主名簿管理人が閲覧してあります  
【ログインに成功したら、必ずお退出ください】  
株主名簿管理人 三井住友銀行 塩野義製薬株式会社  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
電話: 03-20-782-041  
お問い合わせ: 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

議決権行使書用紙

株主番号 (ID)

郵便番号 (パスワード)
- ログイン後の選択画面でライブ配信をご希望の場合は「ライブ配信視聴」を、事前質問をご希望の場合は「事前質問を行う」ボタンを押下してください。
 

第160回定時株主総会

日時: 2025/06/18 10:00 (09:30 開場)

ライブ配信視聴

事前質問を行う

ライブ配信はこちら

事前質問はこちら
- 以降は画面の案内に従ってご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## ライブ配信のご視聴および事前質問に関する留意点

- 事前のご質問は**本総会の会議の目的事項等**に関して**お一人2問まで**お受けします。株主の皆さまのご関心の高い事項を本総会で取り上げさせていただきます。個別のご回答は行いませんので予めご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ご視聴は**株主さまご本人のみに**限らせていただきます。
- ライブ配信の**撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開は固くお断りさせていただきます。**
- インターネットの通信環境等により、映像、音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ご視聴の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（接続料、通信料等）は株主さまのご負担となります。

株主番号 (ID) および郵便番号 (パスワード) が  
ご不明な場合は、右記の株主名簿管理人へ  
お問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-782-041 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く)

総会ライブ配信の視聴方法について  
ご不明な場合は、右記へお問い合わせください。

株式会社ブイキューブ  
電話番号：03-6833-6855  
(受付時間 6月24日 (水) 株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで)



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 38円 総額 32,679,066,606円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月25日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり71円となり、前期に比べ10円の増配となります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされました結果、指名諮問委員会において各取締役候補者につき十分な審議が行われ、各候補者は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）選任方針に合致するものであり、特段の異議はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	て しろ ぎ いさお 手代木 功 66歳 再任	代表取締役会長兼社長 CEO	24年	14/14回 (100%)
2	John Keller ジョン ケラー 61歳 再任	取締役 上席執行役員兼 R&D管掌	1年	11/11回 (100%)
3	あん どう けい いち 安藤 圭一 74歳 再任	社外取締役 独立役員	10年	14/14回 (100%)
4	お ぎさき ひろし 尾崎 裕 76歳 再任	社外取締役 独立役員	7年	14/14回 (100%)
5	ふじ わら たか おき 藤原 崇起 74歳 再任	社外取締役 独立役員	3年 (監査役5年)	14/14回 (100%)
6	ひろ せ きょう こ 廣瀬 恭子 67歳 再任	社外取締役 独立役員	1年	11/11回 (100%)
7	よし い けい いち 芳井 敬一 67歳 新任	社外取締役 独立役員	—	—

新任 … 新任取締役候補者 再任 … 再任取締役候補者 社外取締役 … 社外取締役候補者 独立役員 … 東京証券取引所届出独立役員

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。

また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

(注) 1. 取締役在任期間は、本株主総会終結時点での期間となります。

2. ジョンケラー氏および廣瀬恭子氏の取締役会出席状況は、2025年6月18日の就任後の状況を記載しています。

候補者番号

1 て し ろ ぎ い さ お  
手代木 功  
(1959年12月12日生)

再任



取締役在任年数：24年（本総会終結時）  
所有する当社株式の数：321,450株  
取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 当社入社  
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長  
2002年 6月 当社取締役  
2002年10月 当社取締役 兼 経営企画部長  
2004年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2006年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2007年 4月 当社取締役 兼 専務執行役員  
2008年 4月 当社代表取締役社長  
2021年 6月 株式会社三井住友銀行社外取締役  
2022年 3月 AGC株式会社社外取締役（現）  
2022年 7月 当社代表取締役会長兼社長 CEO（現）  
2024年 6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（現）  
2025年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役（現）

#### ■重要な兼職の状況

AGC株式会社社外取締役  
株式会社日本取引所グループ社外取締役  
株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画におけるグローバル研究開発、海外事業展開の積極的な推進により中長期的な収益基盤を確保するとともに、2014年度に策定した「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」の定量目標を達成し、2016年10月にUpdateした同定量目標も前倒しで達成しております。2020年からは、2030年に成し遂げたいビジョン「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」を掲げた中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」の達成に取り組み、2030年Vision実現に向けた道筋がより明確となったことから、2023年6月に「STS2030 Revision」として再策定し、さらなる成長を目指してグローバル化やビジネスモデルも含めた変革を強力に推進しております。このことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 John Keller  
ジョン ケラー  
(1964年12月14日生)

再任



取締役在任年数： 1 年 (本総会最終時)

所有する当社株式の数： 22,500株

取締役会出席状況： 11回/11回 (100%)

#### ■ 略歴、当社における地位、担当

2010年 7月 Shionogi Inc. (SI) 入社  
Executive Vice President, Corporate Development and Strategy  
2011年 4月 SI President and Chief Executive Officer (CEO)  
2013年 4月 当社執行役員 兼 SI President and CEO  
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 SI President and CEO  
2018年 4月 当社上席執行役員 兼 海外事業本部長  
2021年 7月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長  
2022年 7月 当社上席執行役員 兼 R&D管掌  
2025年 6月 当社取締役 兼 上席執行役員 兼 R&D管掌 (現)

#### 取締役候補者とした理由

ジョン ケラー氏は、当社の米国子会社Shionogi Inc.の社長兼CEO、当社の海外事業本部長、経営戦略本部長を歴任し、2022年7月からR&D管掌として研究開発全般を統括しております。2023年6月に再策定した中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030) Revision」の達成に向けて、多くのパイプラインの開発および新たな開発候補品の創製を推進するとともに、世界中の研究機関や企業とのパートナーリングやライセンス活動、M&Aを行ってきており、SHIONOGIグループのさらなる成長を推進しております。このことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 あん どう けい いち  
安藤 圭一  
(1951年11月5日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：10年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行  
2003年 4月 同行執行役員  
2006年 4月 同行常務執行役員  
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員  
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員  
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長  
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO  
2016年 6月 当社社外取締役（現）  
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長  
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）  
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役

#### ■重要な兼職の状況

株式会社椿本チエイン社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有しております。当社の取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源の有効活用にも配慮し、予算管理や成長戦略の一環としての投資・M&A、資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4 お ぎき ひろし  
尾崎 裕  
(1950年3月11日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：7年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

1972年 5月 大阪瓦斯株式会社入社  
2000年 6月 同社理事 原料部長  
2002年 6月 同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向  
2005年 6月 同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長  
2007年 6月 同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長  
2008年 4月 同社代表取締役社長  
2008年 6月 大阪ガスケミカル株式会社取締役  
2009年 6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員  
2009年 6月 株式会社オージス総研取締役  
2011年 6月 朝日放送株式会社（現 朝日放送グループホールディングス株式会社）社外取締役  
2015年 4月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長  
2019年 6月 当社社外取締役（現）  
2021年 1月 大阪瓦斯株式会社取締役相談役  
2021年 6月 同社相談役（現）  
2021年 6月 株式会社ロイヤルホテル社外取締役（現）  
2024年 6月 広島ガス株式会社社外取締役（現）

#### ■重要な兼職の状況

株式会社ロイヤルホテル社外取締役  
広島ガス株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を有するとともに、大阪商工会議所の前会頭として、就任時に策定された中期計画に基づき大阪・関西の成長力強化を推進され、また、ライフサイエンス産業の振興にも注力されました。当社の取締役会におきまして、新規事業投資や事業提携も含めたビジネス展開、IT/DXやサプライチェーンも含めたリスクマネジメントに関する的確な質問や助言を多くいただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 注

- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

5 ふじ わら たか おき  
藤原 崇起  
(1952年2月23日生)

再任

社外取締役

独立役員

社外取締役在任年数：3年（本総会最終時）

社外監査役在任年数：5年

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）



#### ■略歴、当社における地位、担当

1975年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2005年 6月 同社取締役  
2007年 6月 同社常務取締役  
2011年 4月 同社代表取締役社長  
2011年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役  
2015年 4月 株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長  
2017年 4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長  
2017年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役  
2017年 6月 山陽電気鉄道株式会社社外取締役  
2017年12月 株式会社阪神ホテルシステムズ取締役  
2018年 6月 当社社外監査役  
2023年 4月 阪神電気鉄道株式会社相談役（現）  
2023年 6月 当社社外取締役（現）

#### 社外取締役候補者とした理由

藤原崇起氏は、関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有しております。当社の取締役会におきまして、主に人材マネジメントや組織風土、品質管理やリスクマネジメント、コンプライアンスに関する的確に助言いただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 注

- ・藤原崇起氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、藤原崇起氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

6

ひろ せ きょう こ  
廣瀬 恭子  
(1959年3月27日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数： 1 年 (本総会最終時)

所有する当社株式の数： 0株

取締役会出席状況： 11回/11回 (100%)

#### ■略歴、当社における地位、担当

1982年 3月 株式会社広瀬製作所入社  
1983年 3月 株式会社広瀬製作所取締役  
2001年12月 株式会社広瀬製作所代表取締役社長 (現)  
2020年11月 大阪商工会議所副会頭 (現)  
2022年 5月 株式会社近鉄百貨店社外取締役 (現)  
2024年 6月 株式会社奥村組社外取締役 (監査等委員) (現)  
2025年 6月 当社社外取締役 (現)

#### ■重要な兼職の状況

株式会社広瀬製作所代表取締役社長  
株式会社近鉄百貨店社外取締役  
株式会社奥村組社外取締役 (監査等委員)

#### 社外取締役候補者とした理由

廣瀬恭子氏は、工業用ミシンの主要部品をグローバルに製造・販売する企業の経営者としての豊富な実務経験を有するとともに、大阪商工会議所の副会頭を務め、女性活躍やダイバーシティも含めた経済人としての幅広い識見を有しております。当社の取締役会におきまして、組織風土やグローバル化に伴うリスクマネジメント、コンプライアンスに関する的確に助言いただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 注

- ・ 廣瀬恭子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・ 当社は、廣瀬恭子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・ 廣瀬恭子氏は、2025年6月18日開催の当社第160回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されており、当該選任の効力は、2027年の当社第162回定時株主総会開始の時までであります。

候補者番号

7 よし い けい いち  
芳井 敬一  
(1958年5月27日生)

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社株式の数： 0株



#### ■略歴、当社における地位、担当

1990年 6月 大和ハウス工業株式会社 入社  
2010年 4月 同社執行役員  
2011年 6月 同社取締役 兼 上席執行役員 兼 海外事業部長 兼 海外事業担当  
2013年 4月 同社取締役 兼 常務執行役員 兼 東京本店長  
2016年 4月 同社取締役 兼 専務執行役員 兼 東京本店長 兼 営業本部長  
2017年11月 同社代表取締役社長COO  
2019年 6月 同社代表取締役社長CEO 兼 COO  
2022年 7月 大阪商工会議所副会頭（現）  
2025年 4月 大和ハウス工業株式会社代表取締役会長CEO 兼 海外本部長（現）

#### ■重要な兼職の状況

大和ハウス工業株式会社代表取締役会長CEO 兼 海外本部長

#### 社外取締役候補者とした理由

芳井敬一氏は、国内最大手の住宅総合メーカーの経営者として、業績拡大とガバナンス強化などによる経営基盤強化を推進し、持続的な成長モデルの構築に努めており、グループ企業経営の豊富な実務経験や幅広い識見を有しております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

#### 注

- ・芳井敬一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、本議案が承認可決され、芳井敬一氏が社外取締役に選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏、尾崎裕氏、藤原宗起氏および廣瀬恭子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。4氏の選任が可決された場合、当社は4氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、芳井敬一氏の選任が可決された場合も、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

## 【ご参考】 【スキル・マトリックス 本定時株主総会終結後の予定】

氏名		当社における地位	在任年数	取締役会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会	監査等委員会
	手代木 功 66歳	代表取締役会長兼 社長 CEO	24年	●	●	●	
	ジョン ケラー 61歳	取締役 上席執行役員 R&D管掌	1年	●			
	安藤 圭一 74歳	社外取締役	10年	◎	●	●	
	尾崎 裕 76歳	社外取締役	7年	●	●	◎	
	藤原 崇起 74歳	社外取締役	3年 (監査役5年)	●	◎	●	
	廣瀬 恭子 67歳	社外取締役	1年	●	●	●	
	芳井 敬一 68歳	社外取締役	-	●	●	●	
	岸田 哲行 65歳	取締役 常勤監査等委員	1年 (監査役1年)	●	●		●
	花崎 浩二 64歳	取締役 常勤監査等委員	1年	●		●	●
	奥原 圭一 58歳	社外取締役 監査等委員	1年 (監査役5年)	●			●
	高槻 史 51歳	社外取締役 監査等委員	6年	●			●
	後藤 順子 67歳	社外取締役 監査等委員	1年 (監査役2年)	●	●	●	◎

●参加メンバー ◎議長/委員長

企業経営/ 経営戦略	財務/会計/ 税務	人事労務/ 人的資本開発 /D&I	サイエンス/テク ノロジー/イノベ ーション	生産/品質/ サプライ チェーン	販売/ マーケティング	DX推進	法務/リスクマネ ジメント
●			●	●			●
●			●		●		
●	●	●					●
●			●	●		●	
●		●			●		
●		●		●			
●					●		●
		●			●		●
	●		●	●			
●	●		●			●	
		●					●
●	●						●

(注) 本表は各役員の経歴等を踏まえ、当社グループが期待する、より専門的なスキルを有する分野を表示しており、各人が有するすべてのスキルを表すものではありません。また、従来表示しておりましたスキルの一部を2025年に統合、改称するとともに、SDGs/サステイナビリティ等一部の表示を省略しておりますが、いずれのスキル要件も当社経営における重要性に変更はありません。

## 【ご参考】 【独立社外役員の要件および独立性判断基準】

### 《要件》

- ①経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ②社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③当社経営陣のみならず、ステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する
- ④一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

### 《独立性判断基準》

- ①SHIONOGIグループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位5位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ②SHIONOGIグループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位5位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③SHIONOGIグループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「SHIONOGIグループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう
  - a. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループからの当該取引先への支払額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループによる当該取引先からの受取額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
- ④SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）
  - a. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からのSHIONOGIグループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先によるSHIONOGIグループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
- ⑤本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、SHIONOGIグループから本人の役員報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと
  - a. (個人の場合) 年間1,000万円以上の報酬
  - b. (法人・機関等の場合) 本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬
- ⑥SHIONOGIグループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑦SHIONOGIグループの社外役員の在任期間が通算して10年を超えていないこと

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. SHIONOGIグループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 1 連結業績の概要

##### ◆事業の状況 (IFRS) 2025年度連結損益の概要

	2024年度	2025年度	前期比 (%)
売上収益 (億円)	4,383	4,997	14.0%増
営業利益 (億円)	1,566	1,667	6.5%増
コア営業利益 <sup>*1</sup> (億円)	1,584	1,608	1.5%増
税引前利益 (億円)	2,008	2,389	19.0%増
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,704	2,052	20.4%増
EBITDA <sup>*2</sup> (億円)	1,793	1,877	4.7%増

※1 コア営業利益：営業利益から非経常的な項目（減損損失、有形固定資産売却益等）を調整した利益

※2 Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization：コア営業利益に減価償却費を加えた利益

#### 創業来の過去最高業績を更新

売上収益は4,997億円（前期比14.0%増）となりました。海外事業およびロイヤリティ収入の安定した成長に加え、日本たばこ産業（以下、JT）グループの医薬事業（JT医薬事業、JTグループ会社である鳥居薬品株式会社、米国グループ会社のAkros社）のM&Aにより、鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）を連結子会社化し売上収益を計上したことで、国内事業も大きく拡大しました。これらの結果、各事業が順調に進展し、当期の売上収益は前期を上回り、4期連続で過去最高を更新することができました。

利益面につきましては、米国事業における新製品上市に向けた準備や、成長に向けた事業投資に伴うPMI<sup>\*1</sup>などに積極的に取り組んだ結果、前期に比べて販売費および一般管理費を中心に費用が増加したものの、営業利益につきましては1,667億円（同6.5%増）となり、4期連続で過去最高を更新することができました。また、税引前利益につきましては2,389億円（同19.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては2,052億円（同20.4%増）、EBITDAにつきましては1,877億円（4.7%増）となりました。

当期は2030年Visionの達成に向け、事業の拡大とグローバル化に向けた大規模な事業投資を実施しつつ、売上収益および各利益項目すべてにおいて過去最高業績を達成することができました。

\*1 Post Merger Integration：企業買収後の統合プロセス

##### ◆資産等の状況 (IFRS) 連結財政状態計算書項目

	2024年度末	2025年度末	前期比 (%)
資産合計 (億円)	15,353	25,769	67.8%増
資本合計 (億円)	13,625	16,862	23.8%増
負債合計 (億円)	1,729	8,907	415.3%増

## 2 国内・海外事業

### ◆国内事業の進展

国内の医療用医薬品における売上収益は1,235億円（前期比25.0%増）となりました。2025年9月1日に鳥居薬品を連結子会社化したことで、同社の売上を7ヵ月分計上しています。加えて、塩野義製薬および鳥居薬品の注力製品を、両社でプロモーションすることによって、それぞれの強みを活かした営業活動を推進し、相互補完的に医療機関への情報提供を強化したことにより、売上収益の拡大を実現しました。

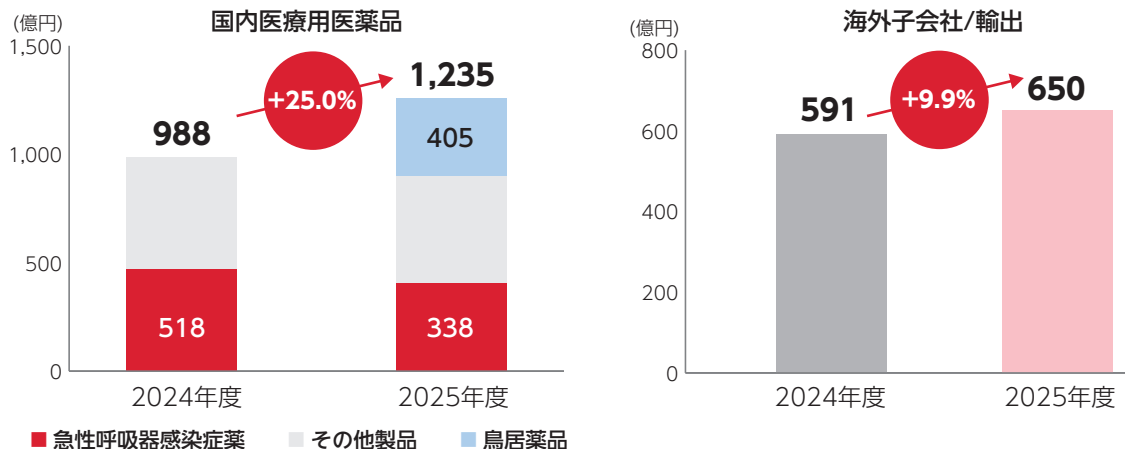
製品別にみると、急性呼吸器感染症薬の売上収益は338億円（同34.8%減）となりました。前期と比較してCOVID-19の流行が極めて低調に推移したことから、抗新型コロナウイルス薬ゾコーバの売上は減少しました。一方で、冬季におけるインフルエンザ流行の拡大に伴い、抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザの売上は増加しました。両薬剤ともに、それぞれの治療薬市場において、高いマーケットシェアを維持し続けることで、一定の売上収益を計上することはできましたが、急性呼吸器感染症領域全体の売上収益は前年を下回る結果となりました。

QOL疾患領域においては、不眠症治療薬クービビックについて、発売から1年が経過し、14日間の投薬期間制限が解除されたことから処方機会が拡大し、売上収益は26億円（同224.1%増）と前年を大きく上回りました。さらに、2026年3月には、新規作用機序を有するうつ病治療薬ザズベイの販売を開始しました。

### ◆海外事業の進展

海外事業における売上収益は650億円（前期比9.9%増）となりました。欧米においては、セフィデロコル（米国の製品名：Fetroja、欧州の製品名：Fetroja）の販売が堅調に推移し、米国事業は287億円（同22.9%増）、欧州事業は208億円（同23.4%増）の売上収益となりました。

中国事業は62億円（同28.3%減）の売上収益となりました。主な減収要因は、医療費抑制政策による影響を受けた後発医薬品の売上減少によるものです。一方で、2026年1月にグラム陰性菌による複雑性尿路感染症を適応としてセフィデロコルの承認を取得したほか、2025年5月にはオピオイド誘発性便秘症治療薬ナルデメジンの新薬承認申請が受理されるなど、新薬事業への転換に向けた取り組みを着実に進めることができました。



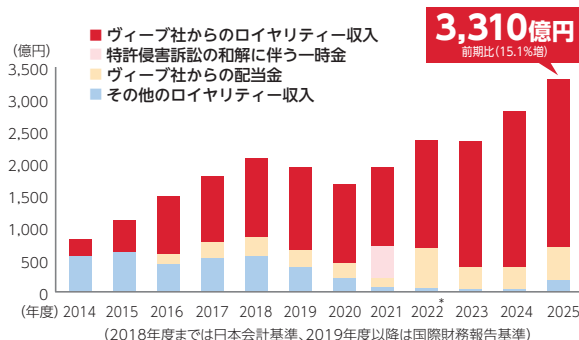
### 3 連結業績 –ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入–

#### ◆堅調なロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

英国ViiV Healthcare Ltd. (以下、ヴィーブ社) からのロイヤリティー収入は、経口2剤合剤や長時間作用型製剤 (Long Acting Injectable : LAI製剤) の力強い成長で2,613億円 (前期比8.7%増) となりました。その他のロイヤリティー収入は、スイス ロシュ社に導出したゾフルーザの売上が堅調であったことに加え、2025年12月1日に事業買収により当社が承継したJT医薬事業関連のロイヤリティーが新たに計上されたことから、173億円 (前期比304.9%増) と大幅に増加しました。ヴィーブ社からの配当金は、ヴィーブ社のビジネスが順調に進展したことで、524億円 (同30.0%増) となりました。

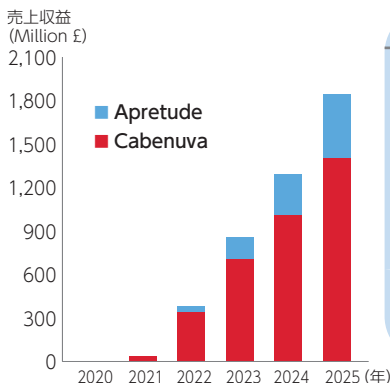
- \* 2つの一過性の要因による配当金の増加  
 ①ヴィーブ社によるギリアド社への特許侵害訴訟の和解  
 ②2021年度第4四半期の配当金受領の期ずれ

#### 【ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入】

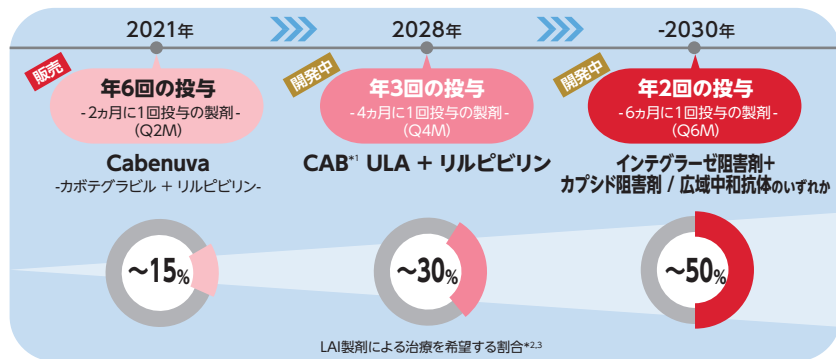


### 長時間作用型製剤の成長と次世代の超長時間作用型製剤S-365598の開発に向けて

HIVとともに生きる人々にとって、治療は長期にわたり、毎日の服薬は生活に大きな負担を与えています。そのため、毎日服用する経口剤に代わる新たな治療選択肢が求められています。当社が創製し、ヴィーブ社が販売しているLAI製剤である Cabenuva および予防薬 Apretude は、近年その使用が急速に拡大しており (図1)、LAI製剤は、HIVとともに生きる人々のQOL (生活の質) の向上に貢献しています。現在、LAI製剤の投与間隔は最長で2カ月に1回ですが、ヴィーブ社の調査では、投与間隔が4カ月に1回、6カ月に1回へと延長すると、LAI製剤の使用意向が高まること示されており (図2)、LAI製剤のさらなる投与間隔の延長が期待されています。当社が創製し、ヴィーブ社と共同開発を進めている S-365598は、6カ月に1回の投与を可能とする超長時間作用型 (Ultra Long Acting : ULA) 製剤として、順調に開発が進展しています。本化合物は、優れた持続性に加え、強力な抗ウイルス効果と既存薬とは異なる耐性プロファイルを有する点が特長です。当社は、ヴィーブ社と連携し、S-365598の早期実用化に向けて開発を推進してまいります。



LAI製剤の販売からの成長 (図1)



\*1 CAB: カボテグラビル \*2 ViiV Healthcare Meet the Management \*3 GSK Q3 2025 results

投与間隔の延長による潜在的なLAI製剤を好む患者数の変化 (図2)

## 4 2025年度に実施した事業投資

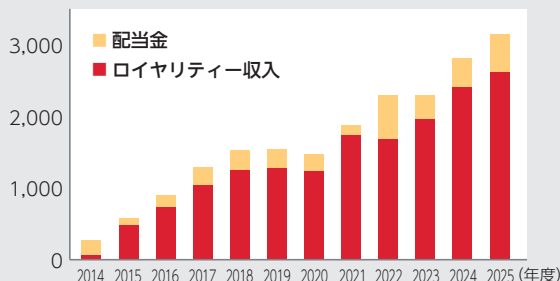
### ◆事業投資の前提：安定的な経営の見通し

当社の収益の柱であるHIV事業は引き続き順調に推移しており、中長期にわたり安定的な収益を確保できる見通しが高まっています。また、ヴィーブ社の取り組みによって、LAI製剤の市場浸透が進み、超長時間作用型製剤であるS-365598の開発も計画どおり進展しています。当社は、事業投資を売上収益や利益の不足を補うためではなく、安定した事業基盤のもとで、将来の成長を見据えて行うべきものだと考えています。この考え方のもと、当期は、将来の成長に向けた経営基盤および事業基盤の強化を目的に、大規模な事業投資を実施しました。

### HIV事業の成長

#### 高利益率かつ強靱な収益基盤を構築

ヴィーブ社からのHIVロイヤリティ収入および配当金の推移  
(億円)



### HIV事業の中長期的な見通し

#### 2030年以降もHIV事業は経営の屋台骨を構成

—LAI製剤のさらなる市場への浸透—  
CabenuvaおよびApretudeの持続的な成長

—一次世代の成長ドライバーの開発推進—  
S-365598の上市により、成長を加速

### ◆3つの事業投資と基本方針

2030年Visionの実現に向けた成長を加速させることを目的として、当期に3つの大規模な事業投資を実施しました。具体的には、①JTグループ医薬事業（烏居薬品含む）のM&A、②エダラボン事業の買収\*1、③ヴィーブ社への追加出資です。これらは案件ごとの目的は異なるものの、中期経営計画STS2030 Revisionで示す経営戦略に沿って、SHIONOGIの基盤を強化する事業投資と位置付けています。

\*1本件は2026年4月1日に完了（一部の国・地域における権利については、今後、所定の手続きを経て順次移行予定）

#### JTグループ医薬事業 M&A



目的

自社創薬力と国内事業の強化

#### エダラボン事業の買収



目的

米国における  
希少疾患事業の確立

#### ヴィーブ社への追加出資



目的

経営基盤の強化

## 4 2025年度に実施した事業投資

### ◆各事業投資の概要

3つの事業投資について、それぞれの狙いと戦略的意義は以下に示すとおりです。これらの投資を通じて、当社は経営基盤の強化と今後のさらなる成長に向けた事業基盤の拡充を同時に進めていきます。

#### ① JTグループ医薬事業のM&A


塩野義製薬の強みである自社創薬力、特に低分子創薬を中心とした研究・開発力の強化と国内事業の強化を目的として、JTグループの医薬事業の一体での獲得に、約1,600億円を投資したM&Aです。

研究・開発面では、JT医薬事業が有する経験豊富なメディシナルケミスト\*1等の多くの専門人材の拡充に加え、AIや量子コンピューター等の先端技術プラットフォームを獲得・統合することで、創薬基盤の強化を実現しました。創薬型製薬企業としての強みをさらに高め、グローバルで競争力のある自社製品の創出を目指します。

また、国内事業においては、鳥居薬品が有するアレルギー・皮膚疾患領域を中心とした豊富な製品群の獲得による国内事業の収益基盤の強化、さらに、塩野義製薬と鳥居薬品がそれぞれ有する疾患領域や専門性を活かした営業活動を相互に連携させることで、シナジーの創出を目指してまいります。

#### — 自社創薬力の強化 —


**研究者など (約670名)**



リソースの大幅な増強による  
自社創薬力の向上

×

**先端技術プラットフォーム  
(AI/量子コンピューター等)**



データの生成および活用と  
化合物プロファイルの予測

**グローバルで競争力のある  
自社製品の創出**

#### — 国内事業の強化 —

塩野義製薬	
注力領域	感染症領域・中枢神経領域
診療科	内科・精神科

鳥居薬品	
注力領域	アレルギー領域・皮膚疾患領域
診療科	皮膚科・耳鼻咽喉科・小児科

— 両社のもつ専門性を活かしたコプロモーションを実践 —

**営業活動における強力なシナジーの創出**

\*1 メディシナルケミスト：創薬化学研究者

## 4 2025年度に実施した事業投資

### ② エダラボン事業の買収

田辺ファーマ株式会社から、ALS\*1等治療薬エダラボンに関するグローバルにおける全権利を取得するとともに、同社が米国に新設したRadicava\*2事業会社の株式を、当社の米国グループ会社であるShionogi Inc.が100%取得し、完全子会社化することを目的に、約3,900億円の投資を行いました。これにより、製品の獲得のみにとどまらず、米国における希少疾患に対する事業基盤の獲得を実現しました。

エダラボンは安全性および有効性が確立された上市品であり、今後も安定的な成長が見込まれます。さらに、当社はzatolmilast（脆弱X症候群、Jordan症候群）やS-606001（ポンペ病）など、希少疾患領域において有望なパイプラインを複数有しています。こうしたパイプラインの開発を着実に進めるとともに、将来的には、本件により獲得した事業基盤を活用して、米国における希少疾患事業の拡大を目指してまいります。

#### エダラボンの特徴

- **適応症**：ALSにおける機能障害の進行抑制など
- **モダリティ**：低分子医薬品
- **剤型**：
  - 注射剤（米国上市：2017年）
  - 経口懸濁剤（米国上市：2022年）

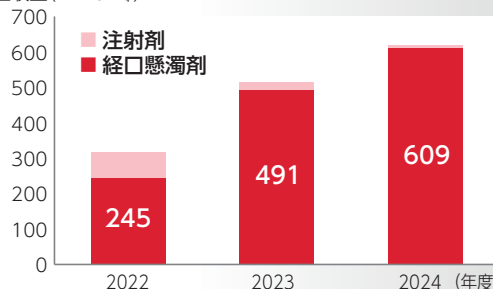


#### 経口懸濁剤によるQOLの向上

- 嚥下障害への対応
- 投与のための通院が不要
- 投与時に痛みを伴わない

#### 米国におけるエダラボン(Radicava)の売上推移

売上収益 (Million \$)



経口懸濁剤の伸長がRadicavaの成長をけん引

上市を目指す  
希少疾患  
パイプライン

#### Zatolmilast

脆弱X症候群  
Jordan症候群

#### S-606001

ポンペ病

#### 新規アセット

- 旧JT医薬事業の研究プログラム
- さらなる獲得を検討中

\*1 ALS (Amyotrophic Lateral Sclerosis)：筋萎縮性側索硬化症

\*2 Radicava：エダラボンの米国での製品名

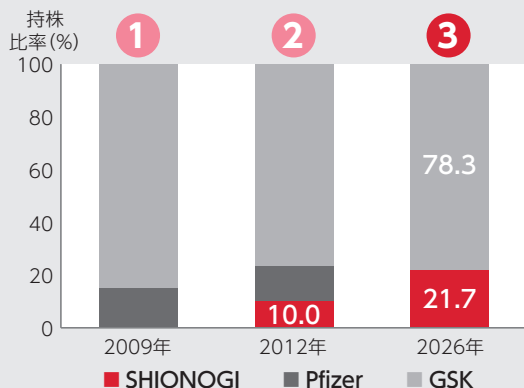
## 4 2025年度に実施した事業投資

### ③ ヴィーブ社への追加出資

当社は、収益の柱であるHIV事業へのコミットメントを一層強化し、経営基盤の安定と持続的成長につなげることを目的として、ヴィーブ社への追加出資を実施しました。約3,300億円の出資により、同社株式を議決権比率で11.7%取得し、従来の10.0%から21.7%へ引き上げました。これにより、持分比率に応じた配当金を得るとともに、ヴィーブ社は当社の持分法適用関連会社となりました。

HIV事業は、将来にわたって当社の持続的な成長を支える極めて重要な事業です。今回のヴィーブ社の関連会社化は、HIV事業の将来的な価値を最大化することを目的とした戦略的な投資です。ヴィーブ社の経営に対する関与を強化し、発言力を高めながら、長期的なパートナーとして同社の成長に貢献することで、HIV事業のさらなる価値向上に取り組んでまいります。

ヴィーブ社の持株比率の推移



#### 1 ヴィーブ社の設立 (GSK社およびPfizer社)

#### 2 ヴィーブ社と新たな枠組みに関する契約締結

- Shionogi-ViiV Healthcare\*1のアセットをヴィーブ社へ導出
- 対価としてヴィーブ社の株式10.0%取得、取締役1名の指名権 (議決権1個)を保有
- ヴィーブ社の売上に応じたロイヤリティーを受領

#### 3 今回の持分法適用関連会社化について

- 持株数: **21.7%**
- 取締役1名の指名権 (議決権**2個**に増加)
- 配当金の増加
- HIV事業へのより強いコミットメント
- **関連会社化**

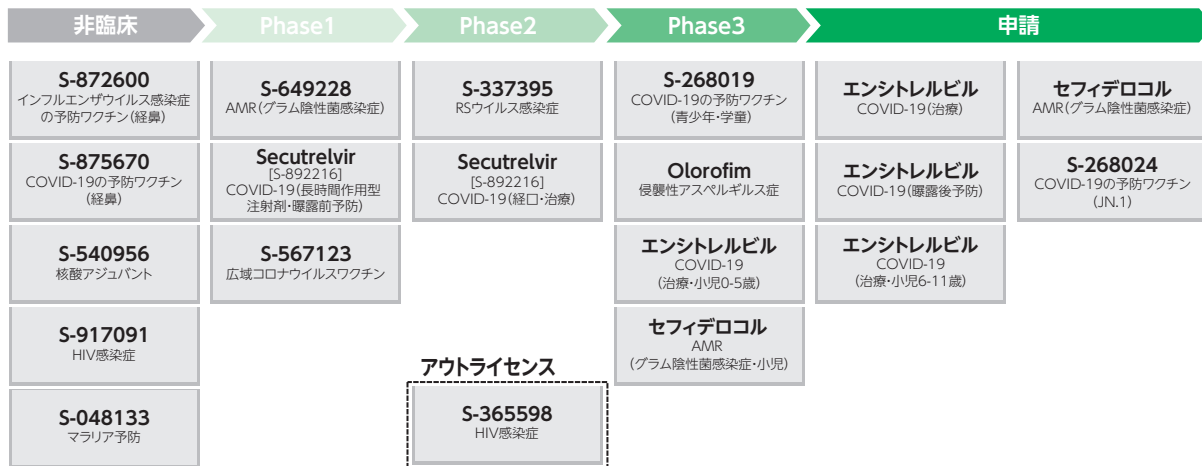
### ヴィーブ社との強固な連携によって、経営基盤のさらなる強化へ

\*1 2001年9月にGSK社と塩野義製薬の間で設立した合併会社であるShionogi-GSK Healthcare (持分をGSK社がヴィーブ社に譲渡したことで Shionogi-ViiV Healthcareに変更)

## 5 研究開発 —主なパイプライン—

2026年3月31日現在

### 感染症

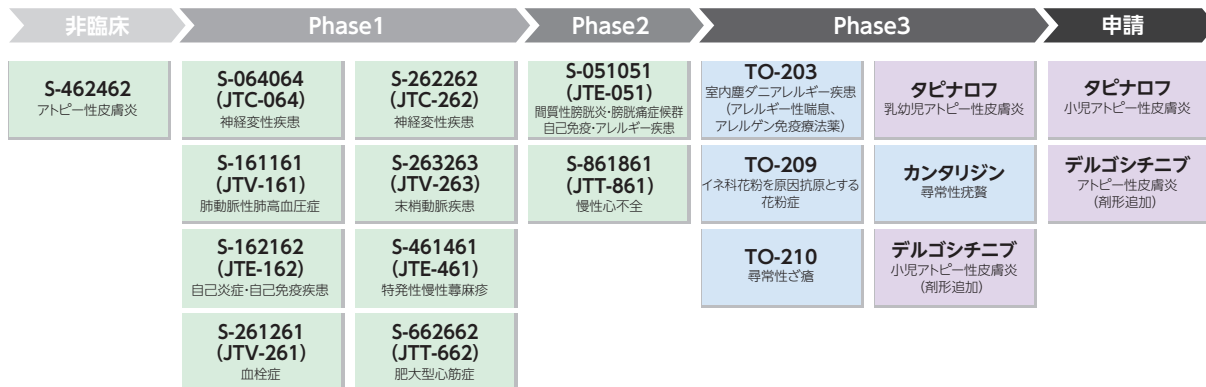


### 社会的に影響度の高いQOL疾患



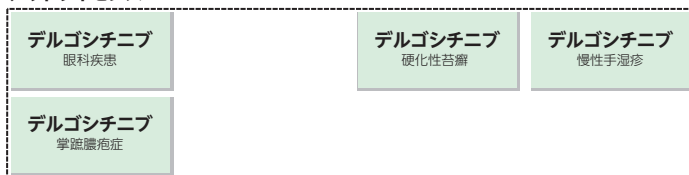
## 5 研究開発 – JTグループ医薬事業のM&Aによって獲得したパイプライン –

2026年3月31日現在



- 旧JT医薬事業から継承した開発品
- 鳥居薬品の開発品
- 旧JT医薬事業と鳥居薬品の共同開発品

### アウトライゼンス



## 6 研究開発－主な進捗－

当期は、感染症領域・QOL疾患領域ともに研究開発活動を推進し、新たな臨床試験の開始や、承認申請・承認取得により、研究開発をグローバルで進展させました。

### －研究プロジェクト－

S-567123 (広域コロナウイルスワクチン)	サルベコウイルス に対する 予防ワクチン	サルベコウイルス亜族*1全般に対して、ウイルスの働きを抑える抗体を誘導することで、感染症の発症を予防するワクチンであるS-567123の前臨床研究が進展し、Phase 1試験を開始しました。本ワクチンは、ウイルスの変異が生じにくい領域を標的とした抗体を誘導することから、SARS-CoV-2の新たな変異株への効果も期待される次世代型のワクチンです。
S-898270	アルツハイマー型 認知症	アルツハイマー型認知症の症状改善を目的とした治療薬候補です。非臨床試験では、記憶や学習に関わる脳の働きを高める効果が確認されており、認知機能の改善が期待されています。当期は、Phase 1試験を開始しました。

\*1 SARS-CoV-1 (2002年 SARS) およびSARS-CoV-2 (COVID-19) を含むウイルス群

### －開発プロジェクト－

エンシトレルビル (ゾコーバ)	COVID-19 経口抗ウイルス薬	当期は、米国では曝露後予防の適応、欧州では治療および曝露後予防の2つの適応で、製造販売承認申請を行いました。あわせて、国内では、曝露後予防に関する承認を取得、さらに、小児(6～11歳)を対象とした治療での製造販売承認申請を実施するとともに、年齢層の拡大(0～5歳)に向けて Phase 3 試験を開始しました。
S-268024	COVID-19 予防ワクチン (JN.1株)	新型コロナウイルスの変異株 JN.1株由来の抗原を用いた遺伝子組換えタンパクワクチンです。国内 Phase 3試験において、有効性と安全性が確認され、この結果をもとに、当期は、国内で製造販売承認事項一部変更申請を行いました。
セフィデロコル (フェトロージャ)	AMR (グラム陰性 菌感染症)	多剤耐性菌を含むグラム陰性菌感染症を対象とした注射用抗菌薬です。当期は、中国において複雑性尿路感染症を適応として承認を取得しました。
S-606001	ポンペ病治療薬	希少疾患であるポンペ病を対象とした低分子の経口治療薬候補です。本疾患は筋力低下や呼吸機能障害を伴う遺伝性代謝疾患で、既存治療では十分に満たされていないアンメットニーズがあり、本剤は新たな治療選択肢として期待されています。当期は、グローバル Phase 2 試験を開始しました。
ズラノロン (ザズベイ)	うつ病治療薬	新規作用機序を有する経口うつ病治療薬で、1日1回14日間の経口投与により、効果を発揮する薬剤です。国内 Phase 3試験において、投与開始後2日から、プラセボに対して有意なうつ症状改善効果を示したことから、即効性が期待されます。この結果をもとに、当期は、国内で製造販売承認を取得しました。

## 7 生産、サプライチェーン

### ◆生産およびサプライチェーンの成果

SHIONOGIグループは、医薬品の安定供給を重要な社会的責務と認識し、グループの生産機能を結集したグループ会社であるシオノギファーマ株式会社（以下、シオノギファーマ）を中心に、生産およびサプライチェーンの強化に継続して取り組んでいます。2025年度は、医療用医薬品の継続した供給不足が社会的な課題となる中、医薬品産業を取り巻く外部環境の変化や今後の事業拡大を見据え、医薬品の安定供給に加えて、今後の生産・供給体制の強化に向けた取り組みを進めました。

### トピックス 2027年4月のシオノギファーマの再統合について

近年、地政学リスクの高まりや品質に係る規制の強化、生産・品質を担う労働人口の減少などを背景に、医薬品のグローバルなサプライチェーンマネジメントは、年々その難易度を増しています。不確実性が高まる厳しい環境下においても、患者さまや医療機関に必要とされる医薬品を安定して供給し続けることは、製薬企業にとって最も重要な責務の一つです。この責務を果たすためには、環境変化に柔軟に対応できる生産・供給体制を構築することが不可欠だと考えています。

こうした認識のもと、当社は、2027年4月1日に、シオノギファーマを当社へ吸収合併することを決定しました。本統合によって、SHIONOGI製品の安定供給をより確実なものとし、あらゆる環境変化に対応できる生産体制の構築と生産機能の最適化を図ってまいります。

また、本統合は、自社の基幹工場において、品質と効率に優れた製法を確立し、製品の売上規模や需要の拡大に応じて、国内外の第二、第三の生産拠点へとその製法を展開することで、グローバルで生産能力を高め、安定供給を確保するという、当社の生産体制における事業構想の実現に向けた一歩でもあります。



## (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	90百万円	100.0%	医薬品製造および製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	10百万円	100.0%	一般用医薬品の製造販売
鳥居薬品株式会社	5,190百万円	100.0%	医薬品の製造販売
Shionogi Inc.	12米ドル	100.0%	医薬品の開発および製造販売
Shionogi B.V.	630千英国ポンド	100.0%	医薬品の開発および製造販売
塩野義（香港）商業有限公司	361,794千香港ドル	100.0%	医薬品の販売
塩野義有限公司	1,061,224千中国元	100.0%	医薬品の開発および製造販売

(注) 当社は、2025年5月8日から、鳥居薬品の普通株式に関する公開買付けを実施しておりますが、本公開買付けの決済の開始日である2025年6月25日付で鳥居薬品を持分法適用関連会社としました。  
鳥居薬品は、2025年9月1日開催の臨時株主総会において、日本たばこ産業株式会社が所有する鳥居薬品の普通株式の全ての取得（以下、本自己株式取得）を実行することについて決議し、同日、本自己株式取得の効力が発生いたしました。これにより、本自己株式取得の実行日である2025年9月1日付で、鳥居薬品は当社の子会社となりました。

## (3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資については、研究設備や生産設備を中心とした投資を行い、その総額は183億円となっています。

## (4) 資金調達状況

当期においては、田辺ファーマ株式会社からの筋萎縮性側索硬化症等治療薬エダラボンに係る事業の買収およびViiV Healthcare Ltd.への追加出資に伴い、総額6,600億円のブリッジローンによる資金調達を行いました。

## (5) 財務戦略と株主還元方針

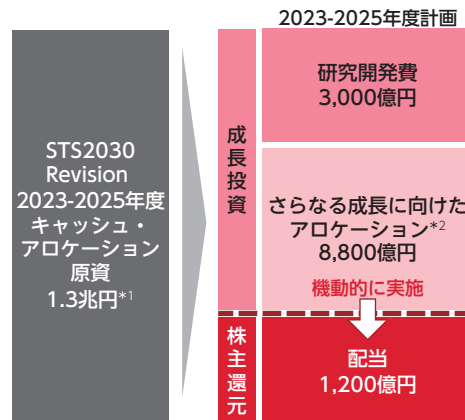
### 財務戦略

SHIONOGIは、「感染症領域を中心としたグローバルでのトップライン成長」と「積極投資による成長ドライバーの育成」に向け、必要な財源基盤を整備しています。2023～2025年度の3年間で3,000億円規模の研究開発費を投入するほか、M&Aや導入等の事業投資も、価値に見合う案件については、金額規模にとらわれずに実施していく方針です。

### 株主還元方針

SHIONOGIは、成長投資と株主還元のバランスを図り、企業価値の最大化と、中長期的な利益成長を株主の皆さまにも実感いただける株主還元施策の実施を基本としています。STS2030 Revisionでは、2025年度末の財務KPIとしてDOE（親会社所有者帰属持分当り配当率）4%、EPS（基本的1株当たり当期利益）200円以上\*1、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）14%以上を掲げています。

\*1 株式3分割後の数値で計算して記載



\*1 2023年度末手元資金（運転資本除く）約4,000億円  
+ [3年間の営業CF（研究開発費控除前）]

\*2 設備投資（システム投資含む）、事業投資等

## (6) 2025年度の株主還元

株主の皆さまへの還元につきましては、株主還元方針に基づき、成長投資と株主還元のバランスを重視しながら、安定的かつ継続的な配当を行うこととしております。2025年度の配当金につきましては、1株当たり年間71円（中間配当33円、期末配当は38円を予定）とし、前期から10円の増配を予定しております。当期は、研究開発やこれまでにない規模となる3つの事業投資を実施しました。SHIONOGIは、こうした事業投資を通じて持続的な成長を目指すとともに、その成長を株主の皆さまに、ともに実感いただけるよう、中長期的な企業価値および株主価値の向上に取り組んでまいります。



\*1 当社は2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。2012年度の期初に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金、自己株式の消却数を算出して記載しております（金額については、小数第1位を四捨五入した金額を記載）

\*2 2020年3月30日決議、4月6日消却 \*3 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却

## (7) 対処すべき課題

### ◆事業を取り巻く外部環境の変化に対する認識

少子高齢化の進展や医療の高度化に伴い、各国の医療保険財政の制約が強まる中、医薬品の価格、イノベーションの価値評価が政策の対象に上がるなど、医薬品産業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。関税措置などの自国優先の動きに加え、中東や東アジアなどの地政学リスクの高まりを受け、安定供給を責務とする医薬品産業として仕入先の複線化や生産機能の強化などサプライチェーンの強化を進めていかねばなりません。これらの外部環境の急速な変化により、ビジネスの予見性がグローバル規模で低下する状況においては、イノベーションへの投資を継続しながら事業を安定的に運営することが、これまで以上に求められます。

### ◆事業投資を通じた大きな変革

このような中、2026年度は当期に実行した大規模な事業投資が、本格的にグループの業績に寄与し始める重要な1年を迎えることとなります。2030年Visionの実現に向けて、成長に必要な事業基盤の獲得が順調に進行し、従来の「HIV事業を中心とした安定的な成長」から、「HIV事業を基盤とした飛躍的な成長」へと移行する段階に入りました。事業基盤および経営基盤の強化が着実に進展したことを踏まえ、2026年度は各事業投資から生み出されるシナジー創出の最大化に注力し、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

売上収益は、これまでにない成長を実現してまいります。まず、JTグループ医薬事業のM&Aにより獲得した、鳥居薬品の製品群の売上収益および旧JT医薬事業が受領していたロイヤリティー収入が、年間を通してSHIONOGIの成長に貢献します\*1。また、エダラボン事業の獲得を通じて、主に米国において感染症以外の柱となる領域として希少疾患事業を立ち上げ、初年度からグローバルで1,000億円を超える売上収益を計上し、グローバルでの飛躍的な成長を実現いたします。

\*1 2025年度売上収益実績：合計488億円（鳥居薬品：7ヵ月分+旧JT医薬事業ロイヤリティー：4ヵ月分）

### ◆海外事業の飛躍的な成長と国内事業の基盤強化

海外事業においては、欧米を中心にこれまで着実に成長を続けてきたセフィデロコルに加えて、2026年度は米国におけるエダラボン事業の獲得、エンシトレルビルの発症予防の適応での承認取得および販売開始を通じて、米国市場での販売強化を進めてまいります。特に、エダラボンについては、既に市場で一定の評価と実績を有する製品であることから、適切な資源配分のもとで販売力をさらに高め、必要とされる患者さまに着実にお届けしてまいります。

国内事業では、急性呼吸器感染症領域において、抗新型コロナウイルス薬ゾコーバおよび抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザがそれぞれの市場で、高いシェアを獲得し、感染症の流行が発生した際には安定して収益貢献を果たすビジネスモデルを構築しています。また、感染症領域以外の成長基盤の確立に向けて、鳥居薬品の強みであるアレルギー・皮膚疾患領域の製品の拡大を進めるとともに、不眠症治療薬クワービビック、うつ病治療薬ザズベイといった新製品群の速やかな立ち上げを実現してまいります。

### ◆継続して自社創製品を生み出すための研究開発体制の強化

塩野義製薬、JT医薬事業双方が、これまで培ってきた低分子創薬および注力領域における強みを、両者の統合によりさらに強化することで、グローバルに競争力のある自社製品を継続して創出することのできる研究体制の確立を目指します。これにより開発パイプラインに占める自社創製品の割合（自社創薬比率）が60%以上というSHIONOGIの特徴を維持しつつ、AI等の先端技術を活用した質の高い研究基盤を一層強化してまいります。

開発においては、塩野義製薬、JT医薬事業および鳥居薬品の開発品を統合し、新たなSHIONOGIの開発パイプラインを定義します。その上で、開発リソースの適切な配分のもと、会社としての優先順位付けを行いながら、自社で開発を推進するパイプライン、または導出する開発品などを見極め、効率的かつ戦略的に開発を推進してまいります。

### ◆環境変化に強い生産・サプライチェーン体制の構築

生産・サプライチェーン体制の強化は、製薬企業にとって極めて重要な経営課題だと認識しています。当社は、事業投資を通じてポートフォリオの変革を進め、グローバル展開を加速させるにあたり、生産を「会社として強化すべき重要な能力の一つ」と位置づけて、生産・サプライチェーン体制の強化に取り組めます。特に、感染症薬は流行状況によって需要が急激に変動するため、患者さまや医療機関に必要な感染症薬を安定的に供給するためには、より患者さまに近い場所で生産を行うことも重要だと考えています。現在、グローバルで使用が拡大しているセフィデロコルについては、米国内政府と契約を締結し、米国内での製剤生産設備の設立に向けた取り組みを進めています。

### ◆2030年Visionの実現に向けて

こうした環境変化や対処すべき課題を認識する中においても、SHIONOGIの目指す姿に変更はありません。2030年Visionである「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」の実現に向け、創薬型製薬企業としての強みを進化させ、最もよい薬を「創り、造り、売る（提供する）」ことをグローバルに体現してまいります。

2025年度は、中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 Revision (STS2030 Revision)」における STS Phase2（2023年度～2025年度）の最終年度であり、当初は2026年度に新中期経営計画を公表する想定でした。しかし、当社の収益の柱であるHIV事業が着実な成長を遂げ、次世代の成長ドライバーについても開発が順調に進展していることから、将来の成長に向けた活動に積極的に取り組むことができる局面へと移行しました。こうした状況を背景に、積極的な事業投資を進めたことで、当社の経営を取り巻く前提は大きく変化しています。2026年度は、一連の事業投資で獲得した事業基盤を、将来の成長に向けて確実に定着させる一年と位置づけています。そのため、新たな中期経営計画については、その先の成長を見据え、2027年4月以降に公表する予定です。

当社は現在、新たな成長フェーズへと歩みを進めています。今後も、取り組むべき施策を一つひとつ着実に実行し、成長機会を確実に捉えることで、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

## (8) 財産および損益の状況の推移

### ①企業集団の財産および損益の状況の推移

【IFRS】

区分	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期	2025年度 第161期 (当期)
売上収益	百万円 335,138	百万円 426,684	百万円 435,081	百万円 438,268	百万円 499,677
営業利益	百万円 110,312	百万円 149,003	百万円 153,310	百万円 156,603	百万円 166,725
税引前利益	百万円 126,268	百万円 220,332	百万円 198,283	百万円 200,750	百万円 238,916
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円 114,185	百万円 184,965	百万円 162,030	百万円 170,435	百万円 205,159
研究開発費	百万円 72,996	百万円 102,392	百万円 102,640	百万円 108,612	百万円 122,843
資産合計	百万円 1,150,601	百万円 1,311,800	百万円 1,416,918	百万円 1,535,349	百万円 2,576,870
資本合計	百万円 993,285	百万円 1,121,878	百万円 1,252,562	百万円 1,362,497	百万円 1,686,205
基本的1株当たり当期利益	円 銭 126.25	円 銭 207.10	円 銭 186.17	円 銭 200.36	円 銭 241.11
1株当たり親会社所有者帰属持分	円 銭 1,078.74	円 銭 1,245.92	円 銭 1,452.22	円 銭 1,600.68	円 銭 1,980.14
1株当たり配当金	円 銭 38.33	円 銭 45.00	円 銭 53.33	円 銭 61.33	円 銭 71.00
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	% 12.5	% 17.8	% 13.9	% 13.1	% 13.5
親会社所有者帰属持分配当率 (DOE)	% 3.8	% 3.9	% 4.0	% 4.0	% 4.0

- (注) 1. 当期の1株当たり配当金および親会社所有者帰属持分配当率は、第161回定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の金額および数値を記載しております。
2. 第158期において、当社はシオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）に当社株式9百万株を処分しておりますが、当該当社株式を自己株式として処理しています。そのため、第158期以降の基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、当該株式数を控除しております。
3. 第159期の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。
4. 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分および1株当たり配当金を算定しております。

②当社の財産および損益の状況の推移  
【日本基準】

区分	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期	2024年度 第160期	2025年度 第161期 (当期)
売上高	百万円 285,948	百万円 369,499	百万円 345,761	百万円 363,309	百万円 388,503
営業利益	百万円 95,969	百万円 133,274	百万円 108,978	百万円 114,356	百万円 133,261
経常利益	百万円 100,892	百万円 134,998	百万円 258,621	百万円 109,143	百万円 138,315
当期純利益	百万円 90,264	百万円 107,367	百万円 253,060	百万円 86,927	百万円 138,883
総資産	百万円 730,120	百万円 768,120	百万円 840,570	百万円 941,227	百万円 1,783,962
純資産	百万円 590,430	百万円 612,890	百万円 749,494	百万円 791,825	百万円 880,509
1株当たり当期純利益	円 銭 99.80	円 銭 119.51	円 銭 287.79	円 銭 101.12	円 銭 161.51
1株当たり純資産額	円 銭 652.53	円 銭 686.88	円 銭 871.75	円 銭 920.78	円 銭 1,023.68

(注) 当社は、2024年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第157期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(9) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の研究開発、製造および販売を主要な事業としております。

## (10) 企業集団の主要な事業所

		名称	所在地
国内	本社・本店	グローバル本社	大阪府大阪市
		大阪本店	大阪府大阪市
	事業所	東京日本橋オフィス	東京都中央区
	研究所	医薬研究センター	大阪府豊中市
		CMCイノベーションセンター	兵庫県尼崎市
		高槻研究センター	大阪府高槻市
		横浜研究センター	神奈川県横浜市
	工場 (注) 2	摂津工場	大阪府摂津市
		金ヶ崎工場	岩手県胆沢郡
		徳島工場	徳島県徳島市
伊丹工場		兵庫県伊丹市	
海外 (注) 2	Shionogi Inc.	米国ニュージャージー州	
	Shionogi B.V.	オランダアムステルダム	
	塩野義 (香港) 商業有限公司	中華人民共和国香港特別行政区	
	塩野義有限公司	中華人民共和国上海市	

- (注) 1. 上記のほか、国内主要都市に営業所等を設けております。  
2. 子会社における拠点であります。

## (11) 企業集団の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
6,223名	(増) 1,268名

- (注) 1. 従業員数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時雇用人員を除いております。  
2. 増加の主な要因は、2025年9月に鳥居薬品が連結子会社になったことおよび2025年12月にJT医薬事業を吸収分割により承継したことによるものです。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,808名	(増) 679名	42.4才	15.6年

- (注) 増加の主な要因は、2025年12月にJT医薬事業を吸収分割により承継したことによるものです。

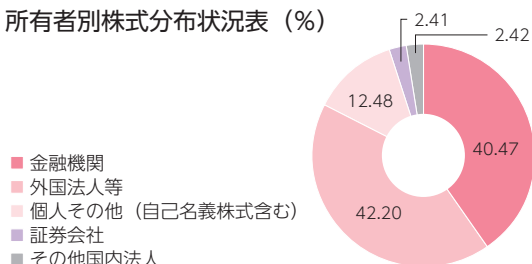
## (12) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	660,000百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 3,000,000,000株  
 ②発行済株式の総数 889,632,195株  
 (自己株式29,656,758株を含む。)  
 ③株主数 65,785名  
 ④大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況表 (%)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	157,523	18.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	67,193	7.81
住友生命保険相互会社	55,812	6.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	35,504	4.12
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	28,455	3.30
日本生命保険相互会社	25,227	2.93
JP MORGAN CHASE BANK 385781	11,142	1.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	9,733	1.13
株式会社三井住友銀行	9,651	1.12
HSBC HONG KONG – TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	8,774	1.02

(注) 1. 当社は自己株式29,656,758株を保有しておりますが、上記大株主 (上位10名) の中には含めておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式29,656,758株を控除した859,975,437株に対する割合として算出しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役を除く)	58,500	2

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 1個当たり の発行価格	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月11日)	2011年 6月24日	252個	当社普通株式 75,600株	113,000円	300円	2011年7月12日から 2041年7月11日まで	90個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月12日)	2012年 6月27日	316個	当社普通株式 94,800株	91,700円	300円	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	158個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月11日)	2013年 6月26日	172個	当社普通株式 51,600株	193,100円	300円	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	86個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月10日)	2014年 6月25日	178個	当社普通株式 53,400株	190,000円	300円	2014年7月11日から 2044年7月10日まで	96個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月9日)	2015年 6月24日	99個	当社普通株式 29,700株	455,400円	300円	2015年7月10日から 2045年7月9日まで	43個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月8日)	2016年 6月23日	85個	当社普通株式 25,500株	525,700円	300円	2016年7月9日から 2046年7月8日まで	37個 (1名)
塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権 (2017年7月7日)	2017年 6月22日	85個	当社普通株式 25,500株	574,200円	300円	2017年7月8日から 2047年7月7日まで	37個 (1名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり300株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の公正価額相当額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺しております。
3. 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日となる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
4. 当社は新株予約権を監査等委員である取締役および社外取締役に割り当てておりません。
5. 当社は2024年10月1日付を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、当該株式分割後の数値を記載しております。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役会長兼社長 CEO	手代木 功	AGC株式会社社外取締役 株式会社日本取引所グループ社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役
取締役	ジョン ケラー	
取締役	安藤 圭一	株式会社椿本チエイン社外取締役
取締役	尾崎 裕	株式会社ロイヤルホテル社外取締役 広島ガス株式会社社外取締役
取締役	藤原 崇起	
取締役	廣瀬 恭子	株式会社広瀬製作所代表取締役社長 株式会社近鉄百貨店社外取締役 株式会社奥村組社外取締役（監査等委員）
取締役 （常勤監査等委員）	岸田 哲行	
取締役 （常勤監査等委員）	花崎 浩二	
取締役 （監査等委員）	奥原 圭一	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長
取締役 （監査等委員）	高槻 史	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 三共生興株式会社社外監査役 ダイキン工業株式会社社外監査役
取締役 （監査等委員）	後藤 順子	ソニーグループ株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外取締役

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 藤原崇起、取締役 廣瀬恭子、取締役（監査等委員）奥原圭一、取締役（監査等委員）高槻史および取締役（監査等委員）後藤順子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社内事情に精通した者が、日常的に重要な社内会議へ出席する等、情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、取締役（監査等委員）岸田哲行および取締役（監査等委員）花崎浩二を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 藤原崇起、取締役 廣瀬恭子、取締役（監査等委員）奥原圭一、取締役（監査等委員）高槻史および取締役（監査等委員）後藤順子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）奥原圭一および取締役（監査等委員）後藤順子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。

6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

7. 当事業年度中に退任した役員

当社は、2025年6月18日開催の第160回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、同株主総会終結の時をもって、取締役 澤田拓子、取締役 高槻史、監査役 岡本旦、監査役 岸田哲行、監査役 藤沼亜起、監査役 奥原主一および監査役 後藤順子は任期満了により退任しました。なお、このうち、高槻史、岸田哲行、奥原主一および後藤順子が監査等委員である取締役に就任しました。

## (2) 取締役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与および2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬（中期業績連動型、長期型）で構成されております。なお、監査等委員である取締役および社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合的業績評価）を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. SHIONOGIグループの現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬および賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価および決定が適切であると考えることから、代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、より業績を重視し株主さまの視点に立つよう、2021年度から中期業績連動株式報酬テーブルの改定を実施した結果、KPI100%達成を前提として、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等はほぼ1：1：1となるよう制度設計しております。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、当期利益目標の達成状況や株式報酬における株価の影響もあり、36%程度となっております。取締役会は、取締役会および報酬諮問委員会における審議や報告等を通じて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであることを確認しております。

なお、これとは別に監査等委員である取締役の報酬の決定については、監査等委員会で協議して決定しております。

当社の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバーの過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議しております。

区分	人員数 名	報酬等の種類別の総額				
		基本報酬 百万円	業績連動報酬等 百万円	非金銭報酬等 百万円	その他 百万円	合計 百万円
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 (5)	415 (89)	252 (-)	145 (-)	171 (-)	985 (89)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	113 (50)	- (-)	- (-)	- (-)	113 (50)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	34 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	34 (15)
計	18	564	252	145	171	1,133

- (注) 1. 当社は、2025年6月18日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。「監査役」の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、「取締役（監査等委員）」の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額2,000百万円以内（2025年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち、社外取締役は4名です）、監査等委員である取締役は年額750百万円以内（2025年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名）です。また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬であり、年250,000株以内（2025年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は2名）です。
3. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
4. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。
5. 「その他」欄には、外国籍の取締役のフリンジ・ベネフィット相当額を記載しています。なお、海外に駐在することにより発生する追加の費用等に関して、駐在をしていない場合において想定される報酬額を確保することを目的とした、国際間異動に伴う税額調整等の金額（121百万円）は含んでおりません。
6. 上記支給額のうち、現地通貨で支給した報酬等については、2025年度期中平均社内為替レートにより円換算しています。

## <取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（金銭報酬としての賞与）および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益ならびに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して、総合的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5.の委任を受けた代表取締役）は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度などの内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：1：1とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

また、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の割当株式数を決議する。

なお、これとは別に監査等委員である取締役の報酬の決定については、監査等委員会で協議して決定する。

報酬諮問委員会は7名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議する。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤 圭一 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見等を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源の有効活用にも配慮し、予算管理や成長戦略の一環としての投資・M&A、資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。
取締役	尾崎 裕 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、新規事業投資や事業提携も含めたビジネス展開、IT/DXやサプライチェーンも含めたリスクマネジメントに関する的確な質問や助言を多くいただいております。
取締役	藤原 崇起 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に人材マネジメントや組織風土、品質管理やリスクマネジメント、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
取締役	廣瀬 恭子 取締役会出席状況 11/11回 (100%)	工業用ミシンの主要部品をグローバルに製造・販売する企業の経営者としての豊富な実務経験や女性活躍やダイバーシティも含めた経済人としての幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、組織風土やグローバル化に伴うリスクマネジメント、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
取締役 (監査等委員)	奥原 圭一 取締役会出席状況 14/14回 (100%) 監査等委員会出席状況 12/12回 (100%)	変化の激しいビジネス環境への適応や財務・会計の高度な専門性を考慮し、監査等委員である取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主にヘルスケア産業全般における投資やM&A、資本コストやコンプライアンスなどについて的確に助言いただいております。また、監査等委員会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高槻 史 取締役会出席状況 14/14回 (100%) 監査等委員会出席状況 10/10回 (100%)	国際企業法務に携われてきた弁護士立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を活かし、監査等委員である取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むグローバルでのビジネス展開に関して質問をいただくとともに、知的財産やコンプライアンスに関して的確に助言いただいております。また、監査等委員会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	後藤 順子	財務・会計の高度な専門性や企業のボード議長としての豊富な経営経験や幅広い識見を活かし、監査等委員である取締役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主にガバナンスや内部統制、M&Aや財務管理、リスクマネジメントやコンプライアンスについての確に助言いただいております。また、監査等委員会におきましては、委員長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況	
	14/14回 (100%)	
	監査等委員会出席状況	
	12/12回 (100%)	

- (注) 1. 取締役 廣瀬恭子は2025年6月18日就任後の状況を記載しております。  
2. 監査等委員会出席状況には、2025年6月18日の監査等委員会設置会社移行前に開催した監査役会（2回）を含んでおります。  
3. 取締役（監査等委員）高槻史の監査等委員会出席状況は、2025年6月18日の監査等委員である取締役就任後の状況を記載しております。

## ②重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社樫本チエインと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルおよび広島ガス株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 廣瀬恭子が代表取締役社長を務める株式会社広瀬製作所、社外取締役を務める株式会社近鉄百貨店および株式会社奥村組と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役（監査等委員） 奥原圭一が代表取締役会長を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役（監査等委員） 高槻史がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結してはおりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。また、社外監査役を務める三共生興株式会社およびダイキン工業株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役（監査等委員） 後藤順子が社外取締役を務めるソニーグループ株式会社および株式会社三井住友フィナンシャルグループと当社との間に、記載すべき関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

148百万円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

148百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（方針、項目、チーム体制、予定時間、前期からの変更点等）および報酬見積額の説明を受け、前期の計画と実績・報酬額・時間当たり報酬単価等との比較に加え、社内関係部門の見解を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し同意を行っております。
3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に照らして、職務遂行の適正性が確保されないと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の不再任の決定を行う方針です。

### (4) 監査等委員会が会計監査人を不再任としなかった理由

監査等委員会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるとともに、説明を求め、監査等委員会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき適切なプロセスを経て、厳正に評価を実施し協議いたしました。その結果、再任を相当とする監査等委員会の決議に至りましたが、引き続き、会計監査人の業務管理体制を監視してまいります。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）に基づく当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において取締役会（社外取締役 7名を含む 11名により構成され、うち監査等委員である取締役は5名）は、14回開催（別途、書面決議1回）され、法令・定款に則り経営判断を要する重要事項に関して適切な意思決定を行いました。また、監査等委員会は取締役の職務執行の監査に努めました。

当社は、経営の執行、監督の役割を明確にし、機動的かつ柔軟に業務を行うため取締役会におけるモニタリング機能を充足させています。業務執行にあたっては執行役員制度を導入しており、業務に係る重要事項は、定期的（毎週）に開催される社内の取締役および業務執行の責任者にて構成される経営会議の審議を踏まえて、取締役会において適法かつ効率的な意思決定を行っております。さらには、業務執行部門および主要なグループ会社の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告することにより、執行の監督にも努めております。

当社の意思決定プロセスの一環として、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクの大きさに基づく意思決定レベルの基準を設定し、成果の最大化に向けた職務の執行に努めております。さらには、中期経営計画「STS2030 Revision」の達成に向けて、高度な意思決定と効率的な業務執行力を有する組織へと自らを変化させることが重要と考え、業務執行に関する責任の所在をより明確にし、かつ関連本部間の連携を強化するため、代表取締役から負託を受けた業務執行責任者が主要なバリューチェーンごとに管掌するガバナンス体制としております。

政策保有株式の状況および企業年金の運用状況については、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に従い、取締役会へ定期的に報告され検証しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、計画に基づき内部統制評価を実施し、必要な改善を促しております。

情報の保存・管理については、「SHIONOGIグループ 情報管理ポリシー」（現 SHIONOGIグループ 情報セキュリティポリシー）に基づき情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録を含め、法令・規則等に従い適切に保存・管理しております。

## ②コンプライアンスに関する事項

当社は、「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動を確保するため、代表取締役自らが四半期ごとに全従業員に発信しているメッセージにおいて企業倫理の重要性について繰り返し言及することにより、当社グループ役職員のコンプライアンスの徹底に努めております。また、コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役）は、四半期ごとに開催され、全社の法令遵守体制の監督を行うほか、コンプライアンス上の課題等について協議し、定期的にコンプライアンス教育、ハラスメント教育を行うなど、各業務執行部門におけるコンプライアンスの活動を監督・支援しております。さらには、より業務に密着した事象に関して管掌単位での管掌コンプライアンス委員会を開催し管掌全体を監督する体制を取っております。コンプライアンス委員会の活動状況については、取締役会に年2回、監査等委員会に年4回定期的に報告を行うことにより取締役による監督を行い、コンプライアンス体制を強化しております。

インシデントが発生した場合には、直ちに上長等に報告をあげる体制を整備しております。危機管理規則等に基づき、当該インシデントが経営に影響を及ぼす重大事例であると危機事象発生組織または危機管理部門が判断した場合には直ちに経営会議、取締役会および監査等委員会へ報告をあげ、対策の実施状況を経営者自らが確認し、適宜、具体的な対応策を指示します。

加えまして、内部統制システムの実効性を検証するため、内部監査を担う内部統制部によるモニタリング活動を継続するとともに、内部通報制度として内部通報窓口を法務・コンプライアンス部および外部弁護士事務所に設置すると共に、ハラスメント相談窓口および時間外労働相談窓口を会社内ならびに労働組合内に設置しており、コンプライアンス違反、ハラスメントおよび過重労働の未然防止、早期発見および再発防止に努めております。

## ③リスク管理に関する事項

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント（Enterprise Risk Management）体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとして構築しております。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。

特に経営に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営会議および取締役会にて特定し、リスクへ対応する責任管掌を明確にしています。責任管掌は、関連組織と連携を図りながら対応計画の立案・推進を行い、経営会議はその進捗状況をモニタリングしています。

また、管掌は自管掌下におけるリスクをモニタリングし、リスクの影響度や発生可能性を勘案した上で、必要に応じて経営会議でモニタリングするリスクへの組み込みを提案する責務を負っています。この管掌を中心としたリスク管理体制を取ることで、期中においても迅速かつ柔軟に課題の抽出、対応策の立案を行っております。

クライシスマネジメントについては、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理

体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを可能な限り早期に克服することを目指しております。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しております。

これらの活動に対する進捗状況は定期的に取り締役会へ報告されており、社内外役員からの意見や助言を取り組みに反映することで、実効性を確保する体制を構築しています。また、内部統制部は、社内の様々なリスク管理の状況について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

#### ④グループ会社管理体制に関する事項

「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づき、当社各部門がグループ会社の事業運営について管理・支援を行うほか、当社から取締役・監査役を派遣し、職務執行を監督、監査しております。グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、グループ会社に当社の基本方針、SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクトを周知徹底するとともに、統括管理するコーポレートガバナンス部を中心にグループ会社役員への教育を行うなど、適正なグループ会社経営を推進し、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務執行の適正性・有効性を確認しております。

#### ⑤監査等委員会の職務執行に関する事項

当事業年度において監査等委員会は12回開催（監査等委員会設置会社への移行前に開催された監査役会2回を含む）され、業務執行責任者およびコンプライアンス担当部門等から業務執行の状況について、直接報告を受けております。監査等委員でない取締役の選任および報酬について、指名諮問委員会および報酬諮問委員会における検討状況、ならびにそれぞれの意見および活動内容等を確認したうえで、監査等委員会としての意見を形成しております。監査等委員会で審議した内容については、開催の都度、取締役会への報告・提言を行い、情報や課題の共有化を図っております。

監査等委員会の運営にあたっては、職務を補助する監査等委員会室を設置し、使用人を配置すると共に、補助使用人の独立性を確保する体制を構築するための規則を整備し、運用しております。

常勤監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報および内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手し、必要に応じて監査等委員会に報告しております。さらには、監査等委員会は会計監査人および内部監査担当部門である内部統制部と緊密に連携するほか、代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。

また、「グループ会社監査連絡会」を定期的で開催し、グループ会社の経営状況に関する意見交換を行い、グループ全体の監査状況を確認しております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2026年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「SHIONOGIの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、常に顧客、社会、株主、従業員の4つのステークホルダーの立場をふまえ社会の期待に応えるため透明で適正な経営を推進します。

そのために、会社の経営理念として定めた「SHIONOGIの基本方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」の徹底を図ることで企業の存在意義を浸透させるとともに、企業倫理に関しては社会人として恥じることのない行動を重視しています。さらには、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会において、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進しています。

また、反社会的勢力に対しては、「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

コーポレート・ガバナンス体制は、監査等委員会設置会社の機関設計のもとに過半数の社外取締役で構成する取締役会および監査等委員会を設け、株主をはじめとする各ステークホルダーのバランスを考慮した中長期的な全社戦略の議論への注力と、意思決定の迅速化のための権限委譲を可能にする体制としております。なお、任意の機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。こうした体制のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを念頭に、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を制定し、最良のコーポレート・ガバナンスの実現に向けて実践しています。具体的な職務の執行においては、透明性およびトレーサビリティを確保するため組織長決裁から取締役会決議に至る意思決定と進捗およびその結果を追跡するプロセスを確立し、実態を検証することにより、公正・迅速・果断な職務の実行を推進しています。

取締役会は、モニタリングボードとしての機能を充足するため、執行に任せるべき議案と取締役会が議論すべき議案を判断・峻別したうえで、経営に関する特に重要な事項について取締役会規則に則り多角的な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに、職務の執行状況をタイムリーに把握、監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会に報告し、その是正を図ります。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、専門知識に基づき透明性の高い経営に貢献します。代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、内部統制の有効性について適切に評価・報告を行います。

監査等委員会は、内部監査部門を活用しながら、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力します。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し企業秘密、機密情報、知的財産等の情報資産を中心として適切に管理・運用するためのポリシーや手順を設け、情報資産へのアクセス制限や暗号化を実施するなど利活用の厳格化と保護に努めています。また、情報資産の電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする決裁情報等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持します。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「SHIONOGIグループ リスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント (Enterprise Risk Management) 体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとします。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。全社リスク管理機能は、経営会議および取締役会に対して、年間の全社的リスクマネジメント計画について期初に活動案を提示し承認を得るとともに、その対応状況等のモニタリングを行っています。また、必要に応じて適宜その進捗を報告し、フィードバックを基に更なる課題の抽出と改善に向けた活動を推進します。

クライシスリスク管理については、危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することに努めます。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しています。

なお、内部統制部（内部監査部門）は、社内の様々なリスク管理について、下記7のとおり、独立した立場で検証・評価を実施しています。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しています。職務の執行に関する重要事項については、定期的（毎週）に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行います。

取締役会の決議および経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規則、業務分掌規則に則り適切な者がその権限と責任の範囲において、職務の執行を円滑に実施する手続きを行います。

当社における職務の執行は、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、機会を逸することのないように留意します。

## 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心に、「SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクト」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進します。

コンプライアンス委員会の事務局を法務・コンプライアンス部に置き、コンプライアンス教育およびハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンスおよびハラスメントなどに対するリスク管理を支援します。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部監査部門による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見および再発防止に努めます。

## 6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、SHIONOGIグループ コード・オブ・コンダクトの周知を行います。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、SHIONOGIグループコード・オブ・コンダクト、経営計画等の実現に向け、「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成します。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進します。

グループ各社の業務執行については、事業部門並びに管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、コーポレートガバナンス部が統括管理部門として全体管理を行います。

また、内部監査部門が内部監査を通じてグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するとともに、経理財務部員および内部監査を担う部員をグループ各社の監査役として派遣し監査を実施します。

## 7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、複数名の使用人によって構成される監査等委員会室を設置します。

監査等委員会室に所属する補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に服するとともに、監査等委員会の指揮命令が代表取締役の指揮命令と相反する場合は、監査等委員会の指揮命令を優先するものとし、また、監査等委員会室の長の人事評価・人事異動・報酬については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとして、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保した体制とします。また、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に服する旨を当社の役員および使用人に周知徹底します。

なお、内部監査部門に所属する使用人の長の人事評価・人事異動・報酬についても、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとし、内部監査部門の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保した体制としております。

**8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員である取締役が経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手できる体制を構築します。

監査等委員会が選定する監査等委員は、当社およびグループ会社の取締役・業務執行責任者等に対して、業務執行の状況について、直接報告を求めることができます。なお、当社グループの役員および使用人は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査等委員会に報告します。

当社は、監査等委員会への報告を行った当社およびグループ会社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを保証します。

**9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

**10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、監査の実施および助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部監査部門との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高めます。

また、監査等委員会は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、各グループ会社の経営状況や監査状況に関する意見交換を行います。

## 7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 訴訟

・当社は、2021年8月、ブラジルにおいてドルテグラビルナトリウム（日本販売名：テビケイ）のPartnership for Productive Development (PDP) を取得したBlanver S.A.およびLafepeに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびGlaxoSmithKline Brazil Ltda.と共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラビルナトリウムの物質の特許権に基づき、特許侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2023年2月、米国においてバロキサビルマルボキシル（販売名：XOFLUZA）の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの物質特許等のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2025年7月に和解に至りました。

・当社は、2024年4月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム、アバカビル硫酸塩及びラミブジンの配合剤（販売名：TRIUMEQ）の後発品申請を行ったJAMP PHARMA CORPORATIONに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare ULCと共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラビルナトリウムの物質特許及びViiV Healthcare Companyが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました。その後、2025年7月に和解に至りました。

・当社は、2024年10月、米国においてバロキサビルマルボキシル（販売名：XOFLUZA）の後発品申請を行ったNORWICH PHARMACEUTICALS, INC. およびALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. およびGENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの製剤（錠剤）特許のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。その後、2025年7月に和解に至りました。

・当社のグループ会社（鳥居薬品）が販売する経口そう痒症改善剤「レミッチ<sup>®</sup> OD錠」に関し、用途特許（以下「本件特許権」という。）を保有する東レ株式会社（以下「東レ」という。）が、後発品を販売する沢井製薬株式会社（以下「沢井製薬」という。）及び扶桑薬品工業株式会社（以下「扶桑薬品」という。）に対し、本件特許権侵害行為による損害賠償を裁判所に求めておりましたが、2025年5月に知的財産高等裁判所にて、沢井製薬及び扶桑薬品に対して損害賠償金を支払うことを命じる判決が言い渡されました。沢井製薬及び扶桑薬品は、最高裁判所に上告しており、現時点では本訴訟の最終的な判決の結果を予想することは困難です。なお、本判決により認められた損害賠償金は、当社のグループ会社と東レで折半することで基本的に合意しています。

・当社は、2025年12月、米国においてドルテグラビルナトリウム（販売名：JULUCA）の後発品申請を行ったZudus Pharmaceuticals (USA) Inc.、Zydus Lifesciences Global Fze および Zydus Lifesciences Limited に対し、ViiV Healthcare Company、ViiV Healthcare UK (No.3) Limited および Janssen Sciences Ireland Unlimited Company と共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶、ViiV Healthcare Companyが保有するドルテグラビルナトリウムの合剤およびViiV Healthcare CompanyとJanssen Sciences Ireland Unlimited Companyが保有するドルテグラビルナトリウムの製剤の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が上記特許満了日より早くなならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

・当社は、2025年10月、米国においてドルテグラビルナトリウム（販売名：TIVICAY）の後発品申請を行ったAurobindo Pharma Ltd.およびAurobindo Pharma USA Inc.に対し、ViiV Healthcare CompanyおよびViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcare Companyと共有するドルテグラビルナトリウムの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くなならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

連結財政状態計算書 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
<b>資 産</b>			<b>資 本</b>		
<b>非流動資産</b>			資 本 金	21,279	21,279
有形固定資産	156,519	115,412	資本剰余金	17,824	17,845
のれん	35,061	15,748	自己株式	△65,189	△65,855
無形資産	173,553	143,652	利益剰余金	1,492,697	1,115,729
使用権資産	22,789	19,395	その他の資本の構成要素	218,603	272,924
投資不動産	27,337	27,722	親会社の所有者に帰属する持分	1,685,215	1,361,924
持分法で会計処理されている投資	710,751	10,429	非支配持分	989	572
その他の金融資産	107,518	299,799	<b>資 本 合 計</b>	<b>1,686,205</b>	<b>1,362,497</b>
繰延税金資産	4,344	13,244	<b>負 債</b>		
その他の非流動資産	28,660	31,440	<b>非流動負債</b>		
<b>非流動資産合計</b>	<b>1,266,535</b>	<b>676,844</b>	リース負債	18,895	18,418
<b>流動資産</b>			その他の金融負債	3,974	8,258
棚卸資産	99,396	65,477	退職給付に係る負債	16,735	8,018
営業債権	159,773	120,553	繰延税金負債	17,476	4,401
その他の金融資産	310,748	270,024	引当金	2,526	—
その他の流動資産	29,020	27,653	その他の非流動負債	3,626	4,363
現金及び現金同等物	711,397	374,795	<b>非流動負債合計</b>	<b>63,235</b>	<b>43,459</b>
<b>流動資産合計</b>	<b>1,310,335</b>	<b>858,504</b>	<b>流動負債</b>		
<b>資産合計</b>	<b>2,576,870</b>	<b>1,535,349</b>	社債及び借入金	660,000	—
			リース負債	5,499	3,464
			営業債務	22,149	13,579
			その他の金融負債	40,716	18,091
			未払法人所得税	18,881	22,399
			その他の流動負債	80,183	71,857
			<b>流動負債合計</b>	<b>827,430</b>	<b>129,392</b>
			<b>負債合計</b>	<b>890,665</b>	<b>172,852</b>
			<b>資本及び負債合計</b>	<b>2,576,870</b>	<b>1,535,349</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 収 益	499,677	438,268
売 上 原 価	△82,450	△63,826
売 上 総 利 益	417,226	374,441
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△126,905	△101,873
研 究 開 発 費	△122,843	△108,612
製 品 に 係 る 無 形 資 産 償 却 費	△6,099	△4,178
そ の 他 の 収 益	47,151	528
そ の 他 の 費 用	△41,805	△3,702
営 業 利 益	166,725	156,603
金 融 収 益	80,796	53,174
金 融 費 用	△8,605	△9,027
税 引 前 利 益	238,916	200,750
法 人 所 得 税 費 用	△33,002	△31,215
当 期 利 益	205,914	169,534
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	205,159	170,435
非 支 配 持 分	754	△900
当 期 利 益	205,914	169,534

## 連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	親会社 所有する の に る 分 の 持 分	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	21,279	17,845	△65,855	1,115,729	272,924	1,361,924	572	1,362,497
当 期 利 益				205,159		205,159	754	205,914
税引後その他の包括利益合計					173,833	173,833		173,833
当 期 包 括 利 益	-	-	-	205,159	173,833	378,993	754	379,748
自 己 株 式 の 取 得			△5			△5		△5
自 己 株 式 の 処 分		△171	671			500		500
配 当 金				△56,196		△56,196	△337	△56,534
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				228,155	△228,155	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		150		△150		-		-
当 期 末 残 高	21,279	17,824	△65,189	1,492,697	218,603	1,685,215	989	1,686,205

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS会計基準」という）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ株式会社、シオノギヘルスケア株式会社、鳥居薬品株式会社、Shionogi Inc.、Shionogi B.V.、塩野義（香港）商業有限公司、塩野義有限公司

(新規) 株式取得による増加 2社

(注)「株式取得による増加」は、主に持分の取得により鳥居薬品株式会社を連結の範囲に含めたことによるものであります。

(除外) 清算・解散による減少 4社

### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した共同支配企業の数 2社

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

ViiV Healthcare Ltd.

(新規) 株式取得による増加 1社

(注)「株式取得による増加」は、持分の取得によりViiV Healthcare Ltd.を持分法適用の範囲に含めたことによるものであります。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融商品の評価基準及び評価方法

###### ① 非デリバティブ金融資産

###### (i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権を発生日に認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

###### (a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記のいずれにも該当しない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

###### (b) 資本性金融商品である金融資産

原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、売買目的で保有するものを除く資本性金融商品については、資本性金融商品ごとに、当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することが認められております。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。

また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しております。必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得または損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失（または戻し入れ）及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しております。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産及び負債性金融資産のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、毎期、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、次の金額を貸倒引当金として認識しております。

(a) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合

12ヵ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。

貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、その戻入額を純損益に認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

## ② 非デリバティブ金融負債

### (i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のように測定しております。

#### (a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、「金融収益」または「金融費用」として純損益に認識しております。

#### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、純損益に認識しております。

### (iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しております。

## ③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

ただし、当社グループは、一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

## ④ 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しております。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価には原材料、直接労務及びその他直接費用ならびに関連する製造間接費が含まれており、原価の算定にあたっては、総平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

## (3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

## (4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公正価値で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用として認識しております。

製品及び技術の導入契約や企業結合に伴い取得した製品や研究開発にかかる権利のうち、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものは、仕掛研究開発資産として「製品に係る無形資産」に含めて計上しています。

取得した仕掛研究開発資産に関する支出は、当社グループに将来の経済的便益をもたらすことが期待され、かつ、識別可能である場合にのみ資産として計上しており、これには第三者に支払われた契約一時金及び目標達成時のマイルストーン支払が含まれています。

耐用年数が確定できる無形資産は、各資産の耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・製品に係る無形資産 8～15年
- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

ただし、未だ使用可能ではない無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をしておりません。

(5) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合または使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方まで行っております。

(6) 投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産に準じております。

(7) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却しておりません。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施します。

のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年一定の時期に減損テストを実施しています。さらに、減損の兆候がある場合は、その都度減損テストを行っています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として純損益で認識しています。

のれん以外の減損損失については、過年度に減損損失を認識した資産または資金生成単位については、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しています。戻入の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行います。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しています。のれんの減損損失については、戻入を行っていません。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額または現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用は、それらを支払う法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる金額を負債として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

また、独立した履行義務であるライセンスを供与する約束については、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に以下のいずれを提供するものなのかを考慮して、ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定しております。

①ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利

②ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理しております。

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利を提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一時時点で充足される履行義務として会計処理しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点または発生するにつれて認識しております。

- ① その後の売上または使用が発生する。
- ② 売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されている。

#### (11) 外貨換算

##### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

##### ② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

#### (12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (表示方法の変更に関する注記)

### (連結財政状態計算書)

前連結会計年度において、「その他の非流動資産」に含めていた「持分法で会計処理されている投資」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財政状態計算書において「その他の非流動資産」に含めていた10,429百万円は、「持分法で会計処理されている投資」に組替えて表示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 非金融資産の減損

連結財政状態計算書において、有形固定資産156,519百万円、のれん35,061百万円、無形資産173,553百万円を計上しております。これらの資産の減損テストにおける回収可能価額の算定において、事業計画における売上予測及び割引率、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性等において仮定を設定しています。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

### 2. JT医薬事業の取得により識別した無形資産の公正価値測定

企業結合により取得した無形資産は、当初取得日における公正価値で認識しています。

当社は、JT医薬事業の取得取引に際し、導出先との導出契約から生じるロイヤリティー収入について、無形資産として公正価値で測定しており、連結財政状態計算書において45,532百万円を計上しております。尚、取得原価の配分が完了していないため、当該公正価値の測定は、暫定的な会計処理に基づくものであります。

当該無形資産の公正価値は、主として将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを用いる評価技法（超過収益法）により算定しております。

当該公正価値測定における重要な仮定は、導出先における各製品の将来売上予測であります。当該売上予測は、競合製品の販売動向、競争環境の変化及び導出先の販売戦略の影響を受けるものであります。

これらの見積りは、事業環境の変化や競争状況の変化等により影響を受け、無形資産の回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	378百万円
その他の金融資産	35百万円

2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	204,616百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,264百万円

3. 保証債務

下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。

ペプチスター株式会社 8,990百万円

- (注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新  
基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。  
2. 当社グループ以外の2社と連帯保証を行っております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
負ののれん発生益	43,868
その他	3,283
合計	47,151

(注)「負ののれん発生益」は、JT医薬事業およびAkrosの企業結合により計上したものであります。

2. その他の費用の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
減損損失	35,040
持分法による投資損失	2,293
寄付金	1,053
固定資産除却損	848
その他	2,569
合計	41,805

(注)「減損損失」は、主に開発計画の見直しに伴う製品に係る無形資産 GRT7039 (Resiniferatoxin) 14,132百万円および BPN14770 (Zatolmilast) 11,982百万円の減損損失と、中国医薬事業におけるのれん3,946百万円の減損損失を計上したものであります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	889,632,195	—	—	889,632,195
合計	889,632,195	—	—	889,632,195
自己株式 普通株式	38,944,777	17,381	305,400	38,656,758
合計	38,944,777	17,381	305,400	38,656,758

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加17,381株は、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加15,285株、単元未満株式の買取による増加2,096株によるものであります
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少305,400株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少200,400株、新株予約権行使による減少105,000株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	28,369百万円	33円	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年10月27日 取締役会	普通株式	28,379百万円	33円	2025年9月30日	2025年12月1日

- (注) 2025年6月18日定時株主総会及び2025年10月27日取締役会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金297百万円がそれぞれ含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	32,679百万円	利益剰余金	38円	2026年3月31日	2026年6月25日

- (注) 2026年6月24日定時株主総会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金342百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数  
新株予約権

	塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権
発行決議の日	2011年 6月24日	2012年 6月27日	2013年 6月26日	2014年 6月25日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	27,000株	47,400株	25,800株	35,100株

	塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権
発行決議の日	2015年 6月24日	2016年 6月23日	2017年 6月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	21,900株	18,900株	18,900株

(注) 権利行使期間は到来しておりますが、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、以下のとおり定めております。

- ① 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしたします。
- ② 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である執行役員は、当社執行役員を退任した日または当社との雇用契約（定年後の再雇用に係る雇用契約を除く。）が終了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしたします。  
なお、新株予約権者の執行役員が新たに当社取締役に選任された場合は、取締役の退任時まで行使できないものとしたします。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク等）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は自己資金及び銀行借入を利用しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内で定められた手順に従い、営業債権について、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程により、同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### (3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 市場リスク

##### ① 為替変動リスク

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務、予定取引及びグループ会社に対する貸付金及び借入金は、為替変動リスクに晒されております。当社は、外貨建ての営業債権債務等について、通貨別に把握した為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

##### ② 市場価格の変動リスク

当社グループは、債券や取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、株式については保有状況を継続的に見直すことにより管理しております。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融商品		
債券（非流動）	17,214	17,005

(注) 債券（非流動）の公正価値は、主に取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

## 3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

### (1) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり区分しております。

レベル1：活発な市場における無調整の相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接または間接的に観察可能な価格により測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>金融資産</b>				
償却原価で測定する金融商品				
債券（非流動）	1,907	15,097	—	17,005
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	—	2,252	2,252
出資金	—	—	16,667	16,667
その他	—	—	499	499
小計	—	—	19,420	19,420
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	48,108	—	16,504	64,613
その他	—	—	1,475	1,475
小計	48,108	—	17,980	66,089
合計	50,016	15,097	37,400	102,514
<b>金融負債</b>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	5,765	—	5,765
条件付対価	—	—	1,789	1,789
合計	—	5,765	1,789	7,554

- (注) 1. レベル1の金融資産には、上場株式等が含まれております。
2. レベル2の金融資産は、社債等の債券であります。また、レベル2の金融負債は、為替予約取引等のデリバティブ金融負債であります。これらの公正価値は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
3. レベル3の金融資産は、主として非上場株式及び出資金であります。これらの公正価値は、純資産価値に基づく評価技法、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法またはその他の評価技法を用いて算定しております。担当者が関連する社内規程に従い、または外部の評価専門家を利用し、リスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法を決定した上で公正価値を算定しております。
4. 条件付対価は、研究開発の状況等に応じて支払うマイルストーンであり、その公正価値は、当該研究開発が成功する可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。重大な観察可能でないインプットである研究開発が成功する可能性が高くなった場合、公正価値は増加します。

(2) レベル3に区分された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値で測定される金融商品
期首残高	254,737
利得及び損失の合計	
純損益 (注) 1	298
その他の包括利益	124,243
購入	8,420
売却	△63
レベル3からの振替 (注) 2	△354,775
その他	4,537
期末残高	37,400
当連結会計年度末に保有している資産について純損益に計上した未実現損益の変動	298

(注) 1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 保有株式の関連会社化による振替であります。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、主に日本国内の各地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
27,337	46,959

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）であります。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 売上収益の内訳

(単位：百万円)

	金額
国内医療用医薬品の売上収益	123,454
輸出及び海外子会社の売上収益	64,961
製造受託の売上収益	15,070
一般用医薬品の売上収益	15,046
ロイヤリティー収入	278,605
その他の売上収益	2,539
売上収益合計	499,677

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結損益計算書の「売上収益」は、顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益であります。その他の源泉から認識した収益に重要性はありません。

当社グループの売上収益は、以下の内容から構成されております。国内医療用医薬品の売上収益には、日本国内における医療用医薬品の販売収入、コ・プロモーション契約に係る報酬が含まれております。輸出及び海外子会社の売上収益には、輸出取引による医療用医薬品等の販売収入、海外子会社での医療用医薬品等の販売収入及び医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。製造受託の売上収益には医薬品原薬の製造受託に係る収入が含まれております。一般用医薬品の売上収益には、当社ならびに国内子会社における一般用医薬品の販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。ロイヤリティー収入には、当社及び国内子会社における医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。その他の売上収益には、診断薬の販売収入及び国内子会社の売上収益等が含まれております。

日本国内及び海外における医療用医薬品及び一般用医薬品の販売においては、同一国内における販売については、契約上別途定めのない限り、顧客に製品が到着した時点、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね4ヵ月以内に受領しております。

なお、一部の取引においては、当社グループの製品の販売促進を目的として、関連する製品の販売数量等に基づき顧客にリベートを支払うことがあり、対価の額に変動性があります。変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり、取引価格を調整しております。しかし、顧客に支払うリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはない判断しております。

また、当社グループが販売する製品には、顧客が返品権を有するものが含まれております。これらの製品については、返品見込額を予想返品率に基づいて算定し、売上収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上しております。また、当社グループが販売する製品は、その性質上、再販売等が困難であるため、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての資産は認識しておりません。

医薬品原薬の製造受託においては、原則として顧客に医薬品原薬が到着した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与においては、ライセンス契約の相手方に対して、当社グループの保有する特許権等の知的財産を使用する権利を付与しております。当社グループは、これらの契約で供与する知的財産に重大な影響を与える活動を行う予定はないため、履行義務は一時点で充足されると判断しております。ライセンス供与は、顧客にライセンスを供与した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。

ライセンス供与の対価は、主に、契約締結時に受領する契約金、研究開発の進捗や売上高等の所定の条件を満たした場合に受領するマイルストーン及び関連する製品の売上高または販売数量等に基づく一定料率のロイヤリティとして、それぞれ対価の受領要件を満たした後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与の対価のうち、マイルストーンは、所定の条件を満たした場合に受領することができますが、当該条件を満たすか否かは不確実であるため、当社グループが権利を得ると見込まれる対価の金額に変動性があります。対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、権利を得ることとなる対価の金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めることとされております。マイルストーン受領の条件は、ライセンス供与後の顧客の判断や行動に依存しており、不確実性が長期間にわたり解消しないものであるため、不確実性が解消される際に、収益の重大な戻入れが生じる可能性があります。そのため、所定の条件を満たした場合にマイルストーンを受領するライセンス供与取引においては、変動対価の見積りが制限されております。

ただし、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティは、その後の売上または使用が発生するか、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されているか、いずれかのうち遅い方が発生する時点でまたは発生するにつれて売上収益を計上しております。

なお、契約開始時において、当社グループの製品またはサービスを顧客に提供する時点と顧客が当該製品またはサービスに対して支払いを行う時点との間の期間が1年以内になると見込まれる場合には、重大な金融要素の影響を調整しないことを選択しております。

また、当社グループでは、製品保証もしくは類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じた債権			契約負債
	受取手形	売掛金	合計	
2025年4月1日残高	209	120,891	121,101	1,435
2026年3月31日残高	229	159,647	159,876	1,205

当連結会計年度末において契約資産の残高はありません。

売上収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、246百万円であります。

当連結会計年度において、過年度に充足した履行義務に関して認識した売上収益は、279,255百万円であります。これは、ライセンスを供与した時点で履行義務を充足したライセンス契約に係る対価のうち、当連結会計年度において所定の条件が達成され、当社グループが受領することが確定したマイルストーン及びロイヤリティーを売上収益として計上したものであります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (3) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産はありません。なお当社グループは、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の償却期間が1年以内である場合には、これらのコストを発生時に費用として認識することを選択しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,980円14銭
基本的1株当たり当期利益	241円11銭
希薄化後1株当たり当期利益	241円04銭

## (企業結合に関する注記)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下、本公開買付け）により取得すること、日本たばこ産業株式会社（以下、日本たばこ産業）の医薬事業（以下、JT医薬事業）を会社分割（簡易吸収分割）により当社へ承継すること（以下、本吸収分割）及び米国子会社Shionogi Inc.によるAkros Pharma Inc.（日本たばこ産業の100%孫会社、以下、Akros）の発行済株式全部の譲受（以下、本株式譲受）に関する合意書を締結することを決議しました。

当社は、2025年5月8日から、本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けの決済の開始日である2025年6月25日付で鳥居薬品を持分法適用関連会社としました。

鳥居薬品は、2025年9月1日開催の臨時株主総会において、日本たばこ産業が所有する鳥居薬品の普通株式の全ての取得（以下、本自己株式取得）を実行することについて決議し、同日、本自己株式取得の効力が発生いたしました。これにより、本自己株式取得の実行日である2025年9月1日付で、鳥居薬品は当社の子会社となりました。

2025年12月1日付で、簡易吸収分割によりJT医薬事業の当社への承継を完了するとともに、JT America Inc.からの本株式譲受によりAkrosはShionogi Inc.の子会社となりました。

本吸収分割、本株式譲受及び本公開買付けにかかる取得関連費用は1,500百万円になります。取得関連費用は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれています。

### 鳥居薬品

#### 1. 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	鳥居薬品株式会社
被取得企業の事業の内容	医薬品の製造・販売
取得日	2025年9月1日

##### (2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、中期経営計画であるSTS2030 Revisionの取り組みの中で、「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」というビジョンの実現のために、JT医薬事業との協業に関しての検討を2024年初頭より進めてまいりました。検討の結果、当社グループによるJT医薬事業の取得、Akros及び鳥居薬品の完全子会社化は当該ビジョン実現のための意義が大きいと考えております。

JT医薬事業が研究開発を担う一方で、鳥居薬品が製造・販売及びプロモーション活動を担い、両社で一体的なバリューチェーンを構築することで効率的な協業体制を確立しております。鳥居薬品は皮膚疾患領域、アレルギー領域及び腎・透析領域に強みを持つ製薬企業であり、中長期事業ビジョン「VISION2030」の達成及び2030年以降の持続的成長を確実なものとするべく、「既存製品及び開発品の価値最大化」及び「新規導入品の獲得」に注力しております。

本取引後は、診療科、施設に対する当社と鳥居薬品の異なる強みが統合され、情報提供の範囲が広がり、かつ医師のニーズにあった適切な情報提供が実現すること、将来の開発パイプラインについてグローバル展開の可能性が高まり、国内外での研究開発・販売データの収集及び評価を積み重ねることと販売強化に繋がること、当社の製造施設を活用することで、製品の増産などのフレキシブルな生産体制を自社において確立することができること等のシナジーが期待できることから、鳥居薬品の親会社であった日本たばこ産業から鳥居薬品が自己株式を取得することにより、当社グループの子会社化に至りました。

(3) 取得した資本持分の割合

	議決権比率	持分比率
取得直前の所有比率	38.46%	38.46%
取得日に取得した所有比率	61.54%	47.88%
取得後の所有比率	100.00%	86.34%

2. 被取得企業の取得対価の公正価値

既保有持分の公正価値 69,754百万円

3. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

	暫定的な公正価値
取得対価の公正価値	69,754
取得資産及び引受負債の公正価値	
無形資産 (注) 2	5,576
その他の金融資産 (非流動)	34,351
その他の非流動資産	11,101
棚卸資産	20,177
営業債権	31,879
その他の金融資産 (流動)	12,132
現金及び現金同等物	4,414
その他の流動資産	1,917
その他の非流動負債	△3,364
営業債務	△9,008
その他の金融負債 (流動)	△48,557
その他の流動負債	△2,899
取得資産および引受負債の公正価値 (純額)	57,721
のれん (注) 3	19,918
非支配持分 (注) 4	△7,884
合計	69,754

- (注) 1. 当連結会計年度において資産及び負債の特定を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。
2. 無形資産は主に販売権であります。
3. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。なお、認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものではありません。
4. 非支配持分は、支配獲得日における識別可能な被取得企業の純資産に、企業結合後の非支配持分比率を乗じて測定しております。

4. 取得に伴うキャッシュ・フロー

現金による取得対価	—
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	4,414百万円
子会社の取得による収入	4,414百万円

5. 段階的に達成された企業結合

段階取得に係る差損に重要性はありません。

6. 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降に生じた売上収益及び当期利益はそれぞれ40,548百万円及び4,176百万円であります。

7. 追加取得

2025年10月に、2025年9月に連結子会社化した鳥居薬品の株式をスクイーズアウト手続によって追加取得いたしました。当該取得は本自己株式取得と単一の取引として会計処理することが適切であると判断しております。

その結果、当社の鳥居薬品に対する持分比率は86.34%から100.00%に増加しております。

スクイーズアウト手続により追加取得した鳥居薬品の株式の取得対価は11,026百万円であり、追加取得に伴い非支配持分が7,884百万円減少し、のれんが3,142百万円増加しております。

## JT医薬事業

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	日本たばこ産業株式会社
被取得企業の事業の内容	医薬事業
取得日	2025年12月1日

#### (2) 企業結合を行った主な理由

JT医薬事業は、1987年の事業参入以来、安定的な研究開発投資を重ね、ファースト・イン・クラス  
の低分子創薬に向け、医療用医薬品の研究開発に取り組んできました。現在は「科学、技術、人財を大切にし、患者様の健康に貢献します。」という事業Purposeのもと国際的に通用するオリジナル新薬の  
創製を目指し、主に日本たばこ産業が研究開発を行う一方で、鳥居薬品が製造、販売及びプロモーション活動を担うことで、両社で一体的なバリューチェーンを構築し、グループ内でのシナジーを最大限に  
発揮しながら事業運営を行っております。JT 医薬事業は「循環器・腎臓・筋」「免疫・炎症」「中枢」  
の3領域を重点研究開発領域としており、低分子創薬に特化した研究開発や国内外研究開発拠点の連携  
による効率的かつスピーディーな臨床開発を強みとしております。また、早期に患者さまに自社で創製  
した新薬を届けるために、自社での開発推進に加え、グローバルメガファーマへの導出や提携を積極的  
に行っております。

当社のビジョンの実現のために、低分子創薬に強みを持ち、高い研究開発技術を持つJT医薬事業を  
当社が承継することにより、両社が保有する有力なパイプライン開発の加速及び当社の医薬品製造機能  
と連携体制構築による効率的かつスピーディーな事業運営が可能になるとの結論に至りました。当社と  
いたしましては、本件は「日本発の革新的な医薬品を世界に届けるリーディング・カンパニー」を誕生  
させ、世界中の患者さま、人々の健康に貢献する企業として、持続可能で健全な社会の実現に寄与する  
ものであると考えております。

### 2. 被取得企業の取得対価の公正価値

取得対価の公正価値	4,271百万円(運転資本等調整後)
-----------	--------------------

3. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

	暫定的な公正価値
取得対価の公正価値	4,271
取得資産及び引受負債の公正価値	
無形資産（注） 2	45,933
有形固定資産	28,406
その他の非流動資産	7,106
その他の流動資産	15,603
その他の非流動負債	△35,902
その他の流動負債	△13,093
取得資産および引受負債の公正価値（純額）	48,053
負ののれん発生益（注） 3	△43,781
合計	4,271

(注) 1. 当連結会計年度において資産及び負債の特定を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

2. 無形資産は主に販売権であります。

3. 取得した資産の公正価値測定にあたり、無形資産及び有形固定資産（土地・建物）の評価益を認識したこと等を理由として、取得した純資産の公正価値が取得対価を上回ったため、本吸収分割により負ののれん発生益43,781百万円が発生しています。発生した負ののれん発生益を連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

4. 取得に伴うキャッシュ・フロー

現金による取得対価	4,271百万円
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	—
事業譲受による支出	4,271百万円

5. 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降に生じた売上収益及び当期利益はそれぞれ8,265百万円及び△298百万円であります。

## Akros

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称	Akros Pharma Inc.
被取得企業の事業の内容	海外における臨床開発と共同研究・新規技術案件探索
取得日	2025年12月1日

#### (2) 企業結合を行った主な理由

JT医薬事業の「1. 企業結合の概要 (2) 企業結合を行った主な理由」を参照ください。

#### (3) 取得した資本持分の割合

	議決権比率
取得直前の所有比率	—
取得日に取得した所有比率	100.00%
取得後の所有比率	100.00%

### 2. 被取得企業の取得対価の公正価値

取得対価の公正価値	4,238百万円(運転資本等調整後)
-----------	--------------------

3. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

	暫定的な公正価値
取得対価の公正価値	4,238
取得資産及び引受負債の公正価値	
その他の金融資産（非流動）	1,954
その他の非流動資産	1,154
その他の流動資産	513
現金及び現金同等物	2,583
その他の非流動負債	△986
その他の流動負債	△891
取得資産および引受負債の公正価値（純額）	4,328
負ののれん発生益（注） 2	△89
合計	4,238

(注) 1. 当連結会計年度において資産及び負債の特定を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

2. 取得した資産及び引き受けた負債について、企業結合に伴い公正価値で測定し支払対価と比較した結果、発生した負ののれん発生益を連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

4. 取得に伴うキャッシュ・フロー

現金による取得対価	4,238百万円
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	2,583百万円
子会社の取得による支出	1,655百万円

5. 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(鳥居薬品株式会社の吸収合併)

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、当社の完全子会社である鳥居薬品株式会社（以下、鳥居薬品）を吸収合併（以下、本合併）することを基本方針として決議しました。また、2026年4月27日開催の取締役会において、2027年4月1日を効力発生日として吸収合併することを決議しました。

## 1. 本合併の目的

当社は、「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という基本方針のもと、国内事業のさらなる発展と、より多くの患者さまに必要とされる医薬品をお届けする体制の強化を目的として、2025年5月8日より鳥居薬品に対する公開買付を開始し、2025年9月1日に同社を完全子会社化しました。以降、塩野義製薬と鳥居薬品は、それぞれの異なる強みを活かし、医薬品の情報提供活動強化および拡大を通じて、両社の主力製品をこれまで以上に多くの患者さまにお届けする体制の構築に取り組んでいます。また、鳥居薬品が専門性を有するアレルギー領域や皮膚疾患領域は、高いアンメットニーズが存在し、当社の注力領域の一つである感染症領域とは異なり、流行による影響を受けにくい領域です。これらの領域において患者さまのニーズに応え続けることにより、当社グループの国内事業における安定的な事業基盤の確立にも貢献しています。

こうした取り組みを今後さらに加速させ、より一層医療への貢献を果たしていくためには、両社の連携を一層強化し、迅速な意思決定のもとで、統合シナジーを最大化する段階への移行が重要であると判断し、当社は2026年2月20日開催の取締役会において、本合併の基本方針として決定しました。その後、当該基本方針に基づき検討を進めた結果、2026年4月27日開催の取締役会において、本合併について決議するとともに、同社との間で吸収合併契約を締結しました。

## 2. 本合併の要旨

### (1) 合併の日程

吸収合併契約締結に関する取締役会決議日：2026年4月27日

吸収合併契約締結日：2026年4月27日

合併期日（効力発生日）：2027年4月1日（予定）

※なお本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当し、鳥居薬品においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも本合併契約承認の株主総会を経ずに行います。

### (2) 合併の方式

当社を存続会社、鳥居薬品を消滅会社とする吸収合併です。

### (3) 合併に係る割当ての内容

鳥居薬品は当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の割当はありません。

### (4) 合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

### 3. 本合併後の状況

本合併による当社の商号、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期についての変更はありません。

### 4. 今後の見通し

本合併は、当社と当社の完全子会社との合併であるため、当社連結業績への影響は軽微です。

#### (エダラボン事業の承継完了およびRadicava事業会社設立)

当社は、2025年12月22日に開催された取締役会において、田辺ファーマ株式会社（以下、田辺ファーマ）が開発・販売する筋萎縮性側索硬化症（ALS）等治療薬エダラボン（日本での製品名「ラジカット」、米国での製品名「Radicava」）の日米を含むグローバルでの全権利の獲得に関する契約締結について決議しました。2026年4月1日を効力発生日として、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等治療薬エダラボン（日本での製品名「ラジカット」、米国での製品名「Radicava」）の主要国・地域における知的財産権、販売権等を含むすべての権利の当社への移行を完了しました。

また、本取引に伴って新設されたRadicava事業会社が、当社の米国グループ会社である Shionogi Inc. の完全子会社として、同日付けで事業を開始いたしました。

#### 1. Radicava事業会社の概要

名称	RADIANCE NEWCO, LLC
本社所在地	400 Campus Drive, Florham Park, NJ 07932, USA
代表者の役職・氏名	Shionogi Inc.*
事業内容	Radicavaの販売等
設立年	2026年
株主および持株比率	Shionogi Inc. 100%
従業員数	143名
当社との関係	Shionogi Inc.の完全子会社

<参考>	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
田辺ファーマによる最近3年間の米国におけるRadicavaの売上収益	43,330百万円	74,713百万円	94,491百万円

\* 当事業会社は単一の法人を社員とする社員管理型LLC (Solo member managed LLC) として設立されており、個人が代表者として就任する形態ではありません。

#### 2. 今後の見通し

2027年3月期以降の連結業績への影響については現在精査中です。

(Shionogi-Apnimed Sleep Science, LLCの連結子会社化)

当社は、2026年3月23日に開催された取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるShionogi-Apnimed Sleep Science, LLC（以下、SASS社）を連結子会社とすることを決議するとともに、Apnimed, Inc.との間で、同社が保有するSASS社の持分の取得に関する持分譲渡契約を締結しました。その後、2026年4月6日付で、持分を100百万ドルで取得しました。

2027年3月期以降の連結業績への影響については現在精査中です。

なお、当該取引に関しては、IFRS第3号「企業結合」の規定に基づき、取得した活動及び資産の統合された組み合わせは事業に該当しないと判断し、資産の取得として会計処理いたします。

# 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(1,783,962)	(941,227)	(負債の部)	(903,452)	(149,401)
流動資産	488,885	522,990	流動負債	883,806	141,913
現金及び預金	173,978	295,684	買掛金	9,998	10,148
売掛金	123,932	106,717	未払金	85,319	22,970
有価証券	67,890	46,500	未払費用	7,053	4,452
商品及び製品	27,768	16,915	未払法人税等	16,030	13,942
仕掛品	15,556	13,084	預り金	61,343	54,520
原材料及び貯蔵品	26,889	26,211	賞与引当金	5,866	4,775
前渡金	1,016	1,340	役員賞与引当金	252	136
関係会社短期貸付金	30,213	3	短期借入金	660,000	—
その他	21,915	16,808	その他	37,942	30,967
貸倒引当金	△275	△275	固定負債	19,645	7,487
固定資産	1,295,076	418,237	退職給付引当金	16,151	6,516
有形固定資産	110,449	78,375	資産除去債務	2,401	—
建物	50,260	31,742	その他	1,092	971
構築物	1,322	964	(純資産の部)	(880,509)	(791,825)
機械及び装置	19,285	10,674	株主資本	854,308	771,598
車両及び運搬具	9	6	資本金	21,279	21,279
工具、器具及び備品	9,263	4,876	資本剰余金	16,452	16,392
土地	26,494	10,302	資本準備金	16,392	16,392
リース資産	713	622	その他資本剰余金	59	—
建設仮勘定	3,100	19,186	利益剰余金	881,765	799,781
無形固定資産	54,152	12,999	利益準備金	5,388	5,388
ソフトウェア	10,225	8,821	その他利益剰余金	876,377	794,393
販売権	42,887	2,420	固定資産圧縮積立金	2,420	2,508
その他	1,039	1,757	ホープイノベーション促進積立金	1,747	1,626
投資その他の資産	1,130,473	326,861	別途積立金	368,645	368,645
投資有価証券	74,764	60,461	繰越利益剰余金	503,564	421,613
関係会社株式	648,244	160,659	自己株式	△65,189	△65,855
関係会社出資金	18,513	11,151	評価・換算差額等	26,035	19,980
関係会社長期貸付金	310,739	590	その他有価証券評価差額金	25,993	19,994
長期前払費用	23,459	24,263	繰延ヘッジ損益	42	△13
前払年金費用	37,764	36,553	新株予約権	165	246
繰延税金資産	14,471	31,126	負債・純資産合計	1,783,962	941,227
その他	2,976	2,350			
貸倒引当金	△460	△295			
資産合計	1,783,962	941,227			

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 高	388,503	363,309
売 上 原 価	49,046	52,681
売 上 総 利 益	339,456	310,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (うち 研 究 開 発 費)	206,195 (123,753)	196,272 (130,684)
営 業 利 益	133,261	114,356
営 業 外 収 益	16,165	3,850
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,441	2,913
雑 収 入	11,723	937
営 業 外 費 用	11,111	9,063
支 払 利 息	252	83
雑 支 出	10,858	8,979
経 常 利 益	138,315	109,143
特 別 利 益	44,608	56
負 の の れ ん 発 生 益	44,608	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	56
特 別 損 失	21,336	1,517
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,311	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,367	206
減 損 損 失	600	450
投 資 有 価 証 券 売 却 損	57	—
特 別 退 職 金	—	860
税 引 前 当 期 純 利 益	161,586	107,682
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	29,140	28,233
法 人 税 等 調 整 額	△6,437	△7,478
当 期 純 利 益	138,883	86,927

# 株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰上損	延滞益			評価・換算差額等合計
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金											
					固定資産圧縮積立金	オープンイノベーション促進税制積立金	別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	21,279	16,392	-	5,388	2,508	1,626	368,645	421,613	△65,855	771,598	19,994	△13	19,980	246	791,825	
当期変動額																
固定資産圧縮積立金の取崩					△88			88		-					-	
オープンイノベーション促進税制積立金の積立						259		△259		-					-	
オープンイノベーション促進税制積立金の取崩						△137		137		-					-	
剰余金の配当								△56,748		△56,748					△56,748	
当期純利益								138,883		138,883					138,883	
自己株式の取得									△5	△5					△5	
自己株式の処分			△90						671	580					580	
利益剰余金から資本剰余金への振替			150					△150		-					-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											5,999	55	6,054	△80	5,974	
当期変動額合計	-	-	59	-	△88	121	-	81,950	665	82,709	5,999	55	6,054	△80	88,683	
当期末残高	21,279	16,392	59	5,388	2,420	1,747	368,645	503,564	△65,189	854,308	25,993	42	26,035	165	880,509	

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの))

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 運用目的の金銭信託

時価法

#### (3) デリバティブ

時価法

#### (4) 棚卸資産

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 4～17年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主として5年) に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

### 6. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務及び予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、投資その他の資産「その他」に含めていた「関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表において投資その他の資産「その他」に含めていた590百万円は、「関係会社長期貸付金」に組替えて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

JT医薬事業の取得により識別した無形資産の公正価値測定

企業結合により取得した無形資産は、当初取得日における公正価値で認識しています。

当社は、JT医薬事業の取得取引に際し、導出先との導出契約から生じるロイヤリティー収入について、無形資産として公正価値で測定しており、貸借対照表において45,532百万円を計上しております。尚、取得原価の配分が完了していないため、当該公正価値の測定は、暫定的な会計処理に基づくものであります。

当該無形資産の公正価値は、主として将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを用いる評価技法（超過収益法）により算定しております。

当該公正価値測定における重要な仮定は、導出先における各製品の将来売上予測であります。当該売上予測は、競合製品の販売動向、競争環境の変化及び導出先の販売戦略の影響を受けるものであります。

これらの見積りは、事業環境の変化や競争状況の変化等により影響を受け、無形資産の回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 71,614百万円
3. 保証債務  
下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。  
ペプチスター株式会社 8,990百万円  
(注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新  
基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。  
2. 当社以外の2社と連帯保証を行っております。
4. 関係会社に対する金銭債権 428,389百万円  
関係会社に対する金銭債務 128,375百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高  
営業取引高 126,302百万円  
営業取引以外の取引高 2,301百万円
3. 負ののれん発生益  
JT医薬事業の企業結合により計上したものであります。
4. 減損損失  
販売許諾契約の変更に伴うものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 29,656,758株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

研究開発費	42,650百万円
関係会社株式評価損	42,014百万円
投資有価証券評価損	3,050百万円
賞与引当金	1,848百万円
未払事業税	1,161百万円
その他	16,075百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 小計	106,800百万円
評価性引当額	△40,982百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 合計	65,817百万円

繰延税金負債

負債調整勘定	△24,421百万円
前払年金費用	△11,895百万円
その他有価証券評価差額金	△11,613百万円
固定資産圧縮積立金	△1,112百万円
投資有価証券交換益	△994百万円
その他	△1,307百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債 合計	△51,345百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	14,471百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シオノギファーマ(株)	所有 直接100%	製品の製造委託 試験・分析委託	仕入 (注) 1	50,342	買掛金	6,129
				資金の預り	6,212	預り金	54,569
				利息の支払 (注) 2	157	—	—
	Shionogi Inc.	所有 直接100%	開発業務委託 製品供給	増資の引受	383,275	—	—
	Shionogi B.V.	所有 直接100%	開発業務委託 製品供給	資金の貸付	310,362	長期貸付金	310,362
				利息の受取 (注) 2	—	—	—
	鳥居薬品(株)	所有 直接100%	業務委受託 製品供給	資金の貸付	45,000	短期貸付金	30,000
資金の回収				15,000			
利息の受取 (注) 2				309	—	—	
	塩野義(香港)商業有限公司	所有 間接100%	製品の販売委託	子会社株式の取得	43,103	未払金	42,167
関連会社	ViiV Healthcare Ltd.	所有 間接21.7%	開発・製造・販売に関するライセンス契約	ロイヤリティの受取	—	売掛金	76,008

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

2. 預り金および貸付金の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	手代木 功	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	112	—	—
役員	ジョン ケラー	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	33	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,023円68銭
1 株当たり当期純利益	161円51銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	161円47銭

### (収益認識に関する注記)

連結計算書類 連結注記表 (収益認識に関する注記) に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (企業結合に関する注記)

連結計算書類 連結注記表 (企業結合に関する注記) をご参照ください。

### (重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類 連結注記表 (重要な後発事象に関する注記) をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年12月22日開催の取締役会において、田辺ファーマ株式会社が開発・販売する筋萎縮性側索硬化症等治療薬エダラポンの日米を含むグローバルでの全権利の獲得に関する契約締結について決議し、2026年4月1日を効力発生日としてエダラポンの主要国・地域におけるすべての権利の移行を完了している。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な相違があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

塩野義製薬株式会社 監査等委員会

監査等委員 後藤 順子 ㊞

監査等委員 奥原 主一 ㊞

監査等委員 高槻 史 ㊞

常勤監査等委員 岸田 哲行 ㊞

常勤監査等委員 花崎 浩二 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 後藤順子、監査等委員 奥原主一及び監査等委員 高槻史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2025年6月18日開催の第160回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

# 会場ご案内図

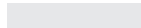
地上  
MAP



推奨ルート



地上道路



## 交通のご案内(推奨ルート)

- |                                                   |                                                                                                 |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>1</b> JR大阪駅(中央口)</p>                        | <p>改札を出て左→エスカレーターで地下へ→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩10分)</p>                                           |
| <p><b>2</b> 阪急大阪梅田駅<br/>(茶屋町口改札口)<br/>(地上ルート)</p> | <p>茶屋町口から1階に下り、後方にあるバス乗り場を右→ヨドバシカメラ北側を西<br/>→グランフロント南館前の横断歩道を渡りうめきた公園内を歩く(上図推奨ルート参照)(徒歩15分)</p> |

# 地下MAP



推奨ルート



地下通路



## 交通のご案内(推奨ルート)

- |                                      |                                                                                                 |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>3</b> JR大阪駅(うめきた地下口)              | 改札を出て左→道なりに歩く(徒歩5分)                                                                             |
| <b>4</b> Osaka Metro御堂筋線梅田駅(北改札)     | 改札を出て左→ルクアの地下街を通る→突き当りを右→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩10分)                                            |
| <b>5</b> 阪急大阪梅田駅(2階中央改札口)(地下ルート)     | 改札を出て地下まで下りて右→御堂筋線北改札前を通り過ぎてルクアの地下街を通る→突き当りを右→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩12分)                       |
| <b>6</b> Osaka Metro四つ橋線西梅田駅(北改札)    | 改札を出て右→JR大阪駅中央口を目指す(エスカレーターで地上へ)<br>→JR大阪駅中央口前を通り過ぎエスカレーターで地下へ→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩15分)      |
| <b>7</b> 阪神大阪梅田駅(百貨店口)               | 百貨店口を出て左→JR大阪駅中央口を目指す(エスカレーターで地上へ)<br>→JR大阪駅中央口前を通り過ぎエスカレーターで地下へ→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩12分)    |
| <b>8</b> Osaka Metro谷町線東梅田駅(北東/北西改札) | 改札を出て①号出口を左→JR大阪駅中央口を目指す(エスカレーターで地上へ)<br>→JR大阪駅中央口前を通り過ぎエスカレーターで地下へ→グランフロント南館手前を左→道なりに歩く(徒歩15分) |

株主総会会場を変更しております。ご来場の際は、前頁見開きの「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお越しください。

## コングレスクエア グランドグリーン大阪 グランホール

大阪市北区大深町5番54号  
グランドグリーン大阪 南館 4階  
<https://osaka.congres-square.jp/grandgreen/>

スマートフォン等から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



地上ルートのご案内となります。



※周辺道路の混雑緩和のために、公共交通機関をご利用ください。

📞 会場内で配慮を必要とされる方は、準備の都合上6月17日(水曜日)までに【代表電話:06-6202-2161】へご連絡ください。

会場ご案内図は  
前頁をご覧ください